

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン
安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくりに向けて

尼 崎 市

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン

目 次

<基本編>

第1章 計画策定の目的及び背景	1
1 策定の目的	1
2 策定の背景	2
(1) 国・県の動向と地方にもたらす影響	2
(2) 本市を取り巻く課題	4
3 求められる“まち”の基盤	7
4 今後の収支見通し	8
第2章 行財政運営上の本計画の位置づけ	9
1 本計画が目指すもの	9
2 本計画の位置づけ	9
3 まちづくりにあたっての基本的な考え方	9
第3章 計画の目標、計画期間	10
1 3つの目標	10
2 財政の健全化	10
(1) 財政健全化のレベル	10
(2) 目指すべき財政健全化のレベル	11
(3) 財政規律の確保	11
3 地域社会で支える仕組みづくり	13
(1) 地域社会で支える仕組みづくり	13
(2) セーフティネットへの取組	14
4 行政経営システムの構築	15
5 計画期間	15
第4章 目標達成に向けた取組視点	16
1 財政の健全化	16
(1) 財源の確保	16
(2) 人件費の抑制	16
(3) 負債の抑制	16
(4) 事務事業の見直し	16
2 地域社会で支える仕組みづくり	17
(1) 地域コミュニティの振興	17
(2) 地域活動団体の育成・支援	17
(3) 多様な主体との連携・協働の推進	17
(4) 情報公開と情報の共有	17
3 行政経営システムの構築	18
(1) 予算編成システムの改革	18
(2) アウトソーシングの推進	18
(3) 指定管理者制度の推進	18
(4) 組織の見直し	18
第5章 施策の重点化方向	19

< 改革改善編 >

第1章 本市財政の現状と今後の収支見通し	25
1 本市財政の現状	25
(1) 歳入の状況	25
(2) 歳出の状況	28
(3) 基金と市債残高	30
(4) 硬直化した財政構造	31
2 今後の収支見通し	32
(1) 平成20年度当初予算ベースにおける収支の状況	32
(2) 主な歳入歳出の前提条件	34
(3) プラン期間における収支見通し	35
第2章 構造改善の基本的な考え方	36
1 実質的収支均衡の確保	36
2 構造改善の目標	36
第3章 改革改善項目(取組方針別)	38
1 取組方針(体系図)	38
2 目標1「財政の健全化」	40
(1) 財源の確保	40
(2) 人件費の抑制	43
(3) 負債の抑制	45
(4) 事務事業の見直し	46
3 目標2「地域社会で支える仕組みづくり」	49
(1) 地域コミュニティの振興	49
(2) 地域活動団体の育成・支援	51
(3) 多様な主体との連携・協働の推進	52
(4) 情報公開と情報の共有	53
4 目標3「行政経営システムの構築」	54
(1) 予算編成システムの改革	54
(2) アウトソーシングの推進	55
(3) 指定管理者制度の推進	56
(4) 組織の見直し	57
第4章 改革の推進にあたって	59
1 市民への説明と透明性の確保	59
2 4つの指標の公表	59
3 改革改善の取組の進ちょく状況の公表	60
4 収支見通しの時点修正	60
第5章 改革改善項目一覧表	61
(参考資料)	
○ 改革改善の取組一覧(取組方針別)	97

基 本 編

第1章 計画策定の目的及び背景

1 策定の目的

尼崎市は、高度経済成長期にまちが大きく発展する過程で、豊かな市税収入や収益事業収入に支えられ、公共施設の整備や市民サービスの充実に努めてきたが、バブル経済崩壊以降、市税収入や収益事業収入などの減少により、慢性的な収支不足をきたし、厳しい財政状況にある。

平成14年10月に平成15年度から19年度までの5か年の収支を見通したところ、この5か年における収支不足は約800億円が見込まれる状況にあったことから、直面する財政再建団体転落の危機を回避するとともに、収支均衡を図り、財政の構造的問題を年次的に改善するため、平成15年2月に「尼崎市経営再建プログラム」を策定し、財政の健全化の取組を進めているところである。

経営再建プログラムの策定にあたって見込まれた約800億円の収支不足額については、改革改善に取り組んできた結果、500億円を超える効果額を計上し、財源対策と合わせた収支改善により、最大の目標であった財政再建団体転落阻止については、その危機は当面、回避できることとなった。しかしながら、歳入の根幹である市税収入は景気の回復などにより、増加傾向にあるものの、地方交付税等を含めた経常的な一般財源総額は減少している。一方、歳出面では、人件費の抑制などに努め、構造改善に最大限努力してきたが、扶助費が増加傾向にあるとともに、公債費が高い数値で推移しているため、その改革改善効果が相殺されており、財政構造上の課題の解消までには至っておらず、依然として厳しい状況にある。

さらに、少子高齢化の進展や国・県における行財政改革、社会保障制度改革など、外的要因が大きく変わることにより、より厳しい局面を迎えることも視野に入れておかなければならない状況にあり、社会経済状況などの変化に対応するとともに、新たな市民ニーズにも的確に対応していかなければならない。

こうしたことから、「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」(以下「プラン」)を策定し、さらなる財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立に努めていく。

2 策定の背景

(1) 国・県の動向と地方にもたらす影響

三位一体改革～地方分権改革

三位一体改革は、地方分権を進めるにあたって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体で行うものである。

三位一体改革が本来の地方分権の理念に基づき進められれば、地方自治体は、確固とした自主財源を持ち、そうした自主財源を中心とした地方の歳入基盤を確立することによって、自らの責任と判断で地域のニーズに応じた行政サービスを実施することが可能となることから、こうした姿は地方自治として望むべき姿である。

さらに、平成 19 年 4 月に発足した地方分権改革推進委員会がまとめた「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」(平成 19 年 5 月 30 日)でも、これまでの中央集権型のシステムからの転換を図り、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により、「地方を主役に」の確立を目指すべきとしており、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、地方税財政全体の抜本的改革を進め、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立するとしている。

しかし、こうした改革が、厳しい財政状況下にある地方自治体への負担が増すこととなれば、地方の自主性、自立性を高めるといふ、地方分権の本来の基本理念が損なわれることとなることから、見直しと税源移譲が一体的に行われるよう、国に対し、引き続き要望していく必要がある。

規制改革

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、公の施設の管理を民間企業や N P O 法人などが行う指定管理者制度の導入により、公共サービスの担い手の多様化が進みつつある。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が平成 18 年 7 月に施行され、「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする、いわゆる市場化テストがスタートすることになった。

市場化テストを官民競争入札という狭い意味に捉えずに、公共サービスを見直すためのきっかけとして大きく捉えていく必要がある。

地方自治体における公共サービスの担い手としては、これまでは行政主導という考え方が中心であったが、地域には、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人などの多様な主体が存在しており、公共サービスのあり方を見直す中で、こうした個人や組織の活動の機会を提供し、地域の力を高めていくことが必要である。

社会保障制度改革

国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」いわゆる骨太方針において、少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担の両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要があるとしており、制度の安定・維持のために歳出の抑制が避けられない状況にある。

こうした見直しは、少なからず地域住民に影響を及ぼし、地方自治体はその対応について迫られることとなるが、今後の財政状況をよく見極め、対応するとともに、将来にわたって持続可能な制度として堅持していかなければならない。

県行財政構造改革

兵庫県では、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業の実施に伴い増加した地方債残高の縮小など、将来の財政構造の弾力性を回復するとともに、行財政構造を持続可能なものへ転換していくため、組織や定員・給与、行政施策など行財政全般にわたる総点検を行い、新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた検討を進めるとしている。

また、県と市町の役割分担や権限委譲等のあり方についても、具体的な方策の検討に着手している。

こうした見直しは、本市にも影響を及ぼすことも想定されることから、今後の県の動向について情報の収集に努めるとともに、過度の負担を強いられることのないよう、必要に応じて意見、要望を行っていく必要がある。

(2) 本市を取り巻く課題

硬直化した財政構造と組織課題

経営再建プログラム策定時に危惧された財政再建団体への転落は、行財政の健全化の取組により、回避できるところである。しかし、本市財政は、収支均衡を図ることが出来ているものの、多額の財源対策を講じた結果であり、財政構造上の問題は依然として解消されておらず、引き続き厳しい状況にある。

経営再建プログラムにおける財源対策

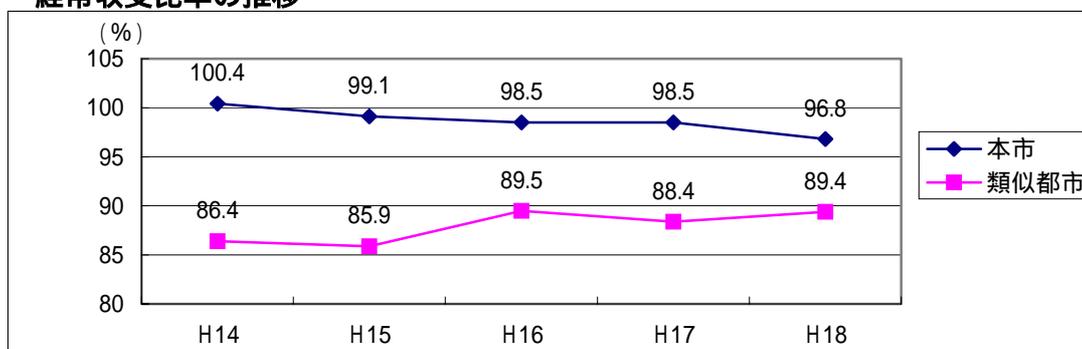
(単位：億円)

	H15	H16	H17	H18	H19	計
基金取崩し	0	3	0	0	24	27
遊休地売却	13	4	4	4	7	32
外郭団体建設償還金の繰延べ	14	14	12	12	12	64
市債活用	29	29	22	13	19	112
計	56	50	38	29	62	235

平成 19 年度は当初予算

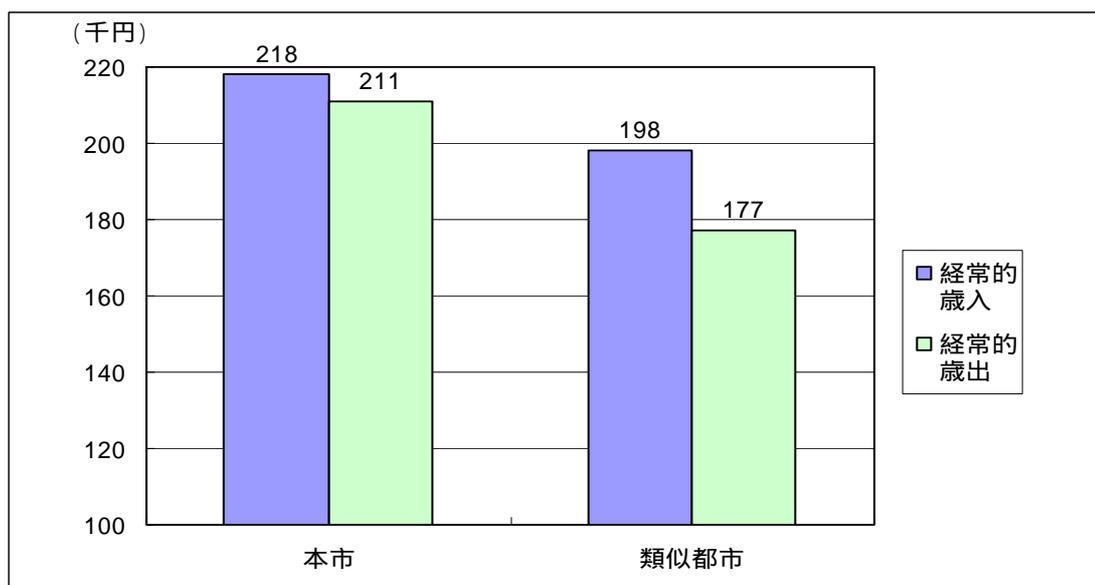
財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率を見ても、平成 18 年度決算時で 96.8%と高い数値となっており、歳入に見合った歳出構造に転換していくことが必要であり、歳入、歳出の両面から財政の健全化の取組を進めていかなければならない。

経常収支比率の推移



類似都市：人口や産業構造の似通った 12 市(宇都宮市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、相模原市、金沢市、西宮市、岡山市、松山市、大分市、鹿児島市)

市民1人あたりの経常的歳入と経常的歳出



(単位：千円)

歳入		市税	普通交付税	地方譲与税等	臨時財政対策債、減税補てん債	計
	本市	150	28	30	10	218
	類似都市	144	18	28	8	198
	差引	6	10	2	2	20
歳出		人件費	扶助費	公債費	その他	計
	本市	72	29	43	67	211
	類似都市	58	21	38	60	177
	差引	14	8	5	7	34

平成18年度普通会計決算額（一般財源ベース）

また、団塊の世代の大量退職に伴い、これまで行ってきた組織の簡素・効率化を基本とした視点に加えて、今後は円滑な世代交代を果たしながら、中長期の視点から安定的な組織体制の構築に向けて、少数精鋭を基本とした取組を行っていく必要がある。

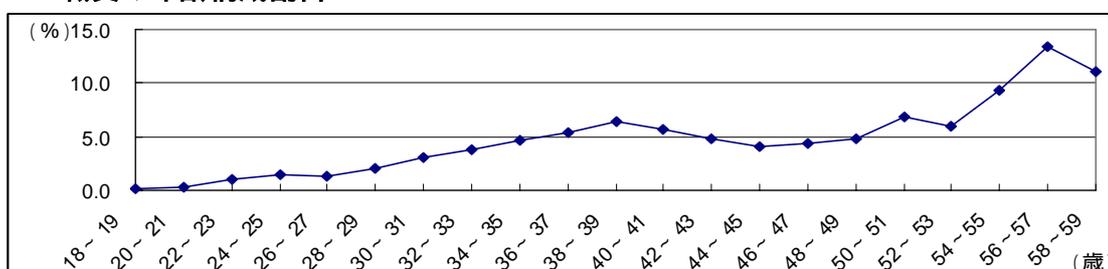
今後、行政が担うべき範囲を見極める中、事務事業の見直しなどと合わせて職員定数のあり方を検討するとともに、新たな行政需要に対応できる組織づくりを行っていく必要がある。

平成 20 年度から平成 24 年度までの定年退職予定者数 (単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	合計
定年退職予定者数	148	211	200	169	123	851

平成 19 年 12 月現在、水道局及び交通局を除く

職員の年齢構成割合

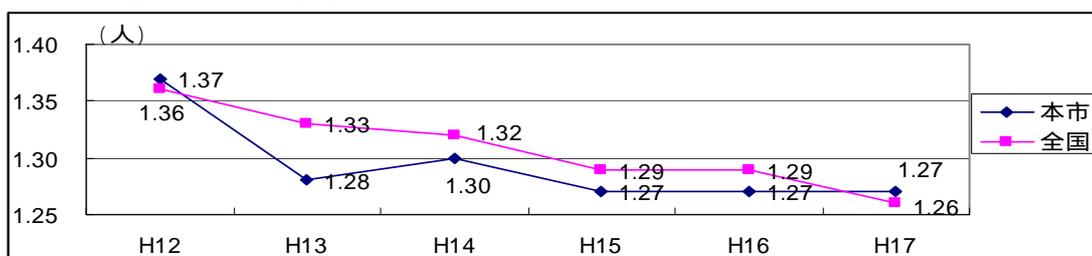


平成 19 年 4 月 1 日現在、水道局及び交通局を除く

市民ニーズの変化

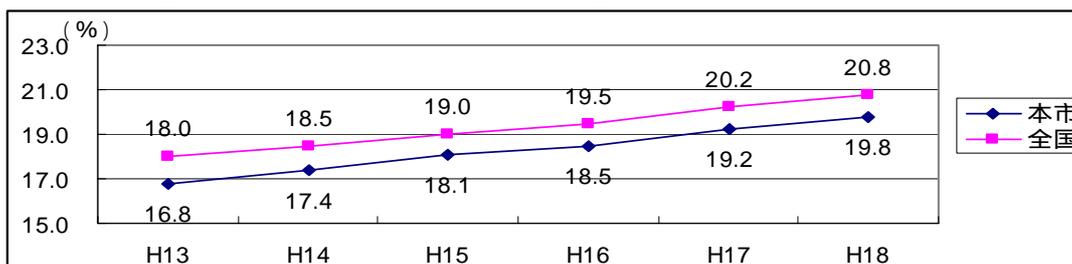
経済的不安定の増大、ライフスタイルや価値観の多様化等から、出生率が低下している一方で、平均寿命の延びにより高齢者人口が増加する少子高齢化の進行に伴い、子育て活動を支援するための対策や生活習慣病予防、高齢者の生活の質といった観点からの疾病の予防対策などの充実が求められている。

合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率とは、分母の人口数を出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものを。

高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）の推移



本市は各年3月31日現在、全国は各年10月1日現在

また、子どもを対象とした犯罪やひったくりなどの増加、頻発する自然災害や今後発生する可能性が高いと言われている東南海・南海地震など、生活における安全・安心に対する不安が以前に比べて増している。

こうした不安を払しょくするためには、行政と地域のさまざまな人や組織が力を合わせて、まちの安全・安心を築いていく活動が必要であり、さらに市民生活に直結した、福祉、教育、環境問題などにも地域社会全体で的確に対応する必要がある。

3 求められる“まち”の基盤

地方分権の進展に伴い、地方自治体においては豊かな地域社会を築くにあたって、財政基盤と住民自治基盤の確立に向けて、責任ある行財政運営を行うことが求められている。

財政基盤については、税などの自主財源を中心とした地方の歳入基盤を確立し、社会経済環境の変化に柔軟に対応できることが求められている。

一方、住民自治基盤については、地方自治や分権改革の最終的な目的である自己決定・自己統治を支える基盤として、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が連携・協力し、地域の課題を見つけ出し、その課題に対し解決策を考え、対処していくといった自治型コミュニティの展開が求められている。

地域レベルで解決できる課題については地域で対処するといった住民の自己決定を尊重し、自助・共助の分野の拡大を図ることが重要である。そのためには、これまで以上に自助・共助・公助が連携、補完し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、地域レベルでのセーフティネットの構築が求められる。

こうした財政基盤と住民自治基盤が「安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくり」の基礎となるものである。

4 今後の収支見通し

今後の収支見通しについては、平成 20 年度一般会計当初予算（一般財源ベース）を基礎として、現行制度等を基本としつつ、税制改正の影響等を反映させながら一定の前提条件のもとに見込んだ。

なお、収支見通しは、最新の景気動向等を常に留意しておく必要があることから、毎年度、時点修正を加えながら、見直しを行っていく。

今後の収支見通し（平成 20 年度当初予算ベース）

（単位：億円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳入	1,120	1,062	1,063	1,064	1,064
歳出	1,120	1,176	1,155	1,141	1,120
差引収支	0	114	92	77	56
累積収支	0	114	206	283	339

一般会計一般財源ベース

第2章 行財政運営上の本計画の位置づけ

1 本計画が目指すもの

地方分権の進展に伴い、地方自治体は自らの意思により地域課題に責任を持って取り組み、最適な解決策を見つけ出し、実践することが求められている。

こうしたことから、本計画は、財政基盤と住民自治基盤という二つの基盤を築くことで、市民が安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくりを目指していく。

また、こうした基盤づくりにあたっては、住民を始めとした広範な人びとの理解と協力が不可欠であり、目標を共有して取組を進めていく。

2 本計画の位置づけ

財政の健全化は不断に取組を行っていかなければならないものであり、こうしたことから、本計画は、第一義的には行財政運営にあたり基礎となる財政の健全化を図るもので、本市の厳しい財政状況を踏まえ、取組を進めていく。

計画策定にあたっては、経営再建プログラムに対するさまざまな指摘や課題などを踏まえ、これらについて検証を加えながら、さらなる健全化の歩みを進めるため、計画を策定する。

3 まちづくりにあたっての基本的な考え方

本市は、基本計画を策定して、計画的なまちづくりを進めているものである。現在の厳しい財政状況下においては、第2次基本計画が求める事業の推進は制約される状況下にあるが、基本方向については、今後も尊重していく。

経営再建プログラム策定時には、多額の収支不足が見込まれ、施策推進の財源確保の見通しが極めて困難であったことから、実施計画を策定せず行政運営を進めてきた。

平成20年度以降についても、今後の収支を見通した場合、実施計画の策定は困難な状況であるが、計画行政の必要性を認識する中で、基本計画や本計画と整合を保ちながら、別途、ハード整備事業に係る計画は策定していく。

また一方で、市民ニーズは多様化し、様々な行政課題にも対応していく必要があることから実施計画は策定しないものの、今後の計画期間内において取り組んでいくべき「施策の重点化方向」を示し、限られた財源等を集中していこうとするものである。

第3章 計画の目標、計画期間

1 3つの目標

- ・ 目標1 財政の健全化
- ・ 目標2 地域社会で支える仕組みづくり
- ・ 目標3 行政経営システムの構築

財政の健全化を図りつつ、少子高齢・低成長の時代に対応した新たな行財政運営システムを構築していくため、3つの目標を掲げ、行財政構造改革を推進していく。

また、これらの3つの目標が互いに連携、機能することによって、将来にわたって安定的な行財政運営を目指す。

2 財政の健全化

(1) 財政健全化のレベル

財政健全化を推進するにあたって、そのレベルをわかり易く大別すると次のように考えることができる。

レベル1 財政再建団体への転落の恐れがある。

予想される赤字が、自治体としての主体性を維持するための最低限のラインである財政再建ライン（標準財政規模の20%）を超える恐れがある。

レベル2 形式的な収支均衡の確保が図られている。

財源対策を講じることで、健全財政の基礎的条件である歳入と歳出のバランスが保たれている。

レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている。

見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている。

レベル4 財政の長期的安定性がある。また、財政構造の弾力性がある。

世代間の公平性にも十分留意し、償還能力に見合った負債管理が行われているなど、持続可能な財政運営の将来展望がある。また、その歳出構造は硬直化した

ものではなく、バランスのとれたもので一定の新規事業枠等の確保ができています。

レベル5 財政の対応力が十分に備わっている。

不測の経済変動等に柔軟に対応できる、強固な財政基盤が確立されている。

(基金の拡充(標準財政規模の20%)等)

(2) 目指すべき財政健全化のレベル

現在の本市財政は形式上の収支均衡が図られているものの、外郭団体の建設償還金の繰り延べなどあらゆる財源対策を講じており、レベル2の段階にしかない状況である。

今後の社会経済動向や国・県における行財政改革、社会保障制度改革などについて、現段階で見通すことは、非常に難しいと言わざるを得ず、平成20年度以降の収支見通しについては、不透明、流動的な点が多いが、本計画においては、実質的な収支均衡であるレベル3を目指していかなければならないものとする。

(3) 財政規律の確保

経営再建プログラム策定当初に5か年で約800億円もの多額の収支不足が見込まれたことから、これまでは再建団体への転落の回避、収支均衡を確保することに重点を置いて、財政運営を行ってきたが、本来、財政運営は通常見込まれる歳入に見合った歳出の規模で運営していく、つまり、実質的な収支均衡を保持することが基本である。

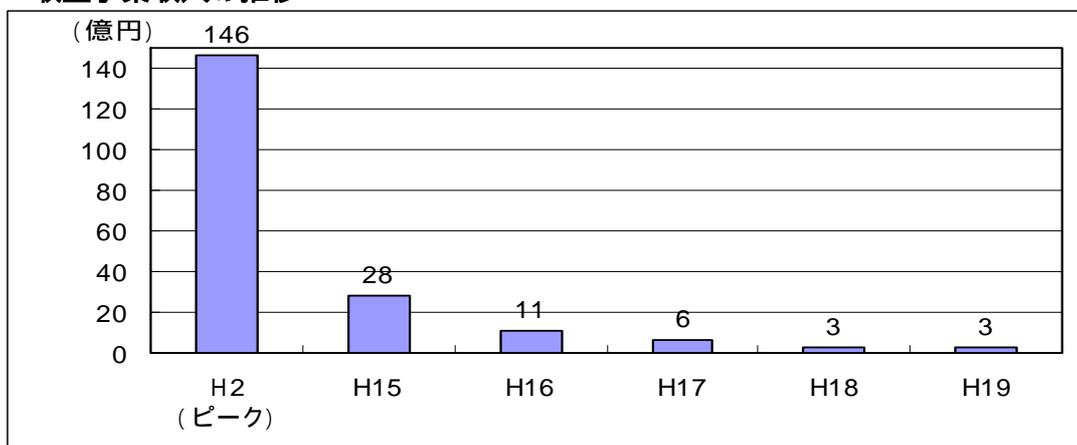
また、長期的には次の段階を見据えた財政運営を行うことが必要であることから、将来にわたる財政負担やこれまでの指摘を踏まえ、財政規律の基本的な考え方を次のとおりとする。

・ 収益事業収入及び土地売却収入の取扱い

収益事業からの繰入金については、尼崎市競艇事業緊急経営改善計画期間中(平成18~20年度)は、同計画に基づく繰入を行う。また、平成21年度以降における繰入額は別途、経営環境を勘案する中で定めることとし、その繰入金は、収支に組み入れず基金に積み立てていくことを基本とする。

また、改革改善に伴う土地売却収入については、用途の明確化を図るため収支に組み入れず、基金に積み立てていくことを基本とする。

収益事業収入の推移



平成 19 年度は当初予算額
 競艇については、平成 18 年度から「尼崎市競艇事業緊急経営改善計画」に基づき、3 億円を計上。
 また、競輪については、平成 13 年度末に事業撤退。

経営再建プログラムにおける土地売却収入

(単位：億円)

	H15	H16	H17	H18	H19
改革改善分	4	34	39	34	4
財源対策分	13	4	4	4	7
計	17	38	42	38	11

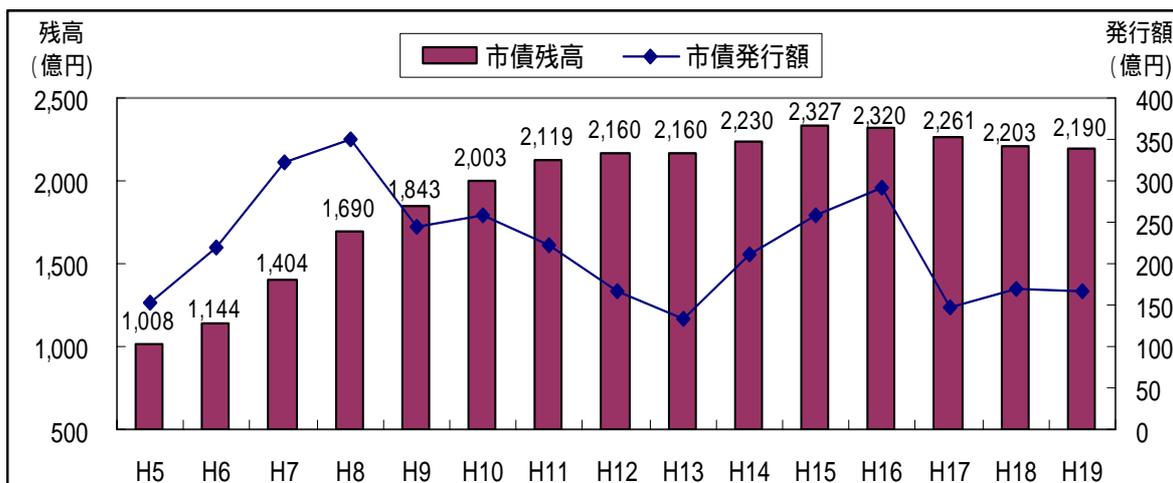
平成 19 年度は当初予算

・ 負債の抑制

本市財政は財源対策を講じて収支均衡を図っている状況であり、この財源対策のうち、市債の活用や外郭団体の建設償還金の繰り延べについては、将来への負担の先送りであることから、将来世代に過度の負担を強いることのないよう今後は市債残高の抑制の観点から通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本としていく。

また、繰り延べしている負債についても、償還を基本として負債の縮減に努めていく。

市債残高の推移



平成 19 年度は当初予算

後年度負担額

(単位：億円)

地方債現在高		債務負担 行為	外郭団体 建設償還 金	土地開発 公社保有 額	都市整備 公社貸付 金	下水道事 業債管理 基金借入 金	合計
一般会計	特別会計						
2,190	473	128	107	238	25	12	3,173

平成 19 年度末時点の予定額 (平成 19 年度当初予算ベース)

3 地域社会で支える仕組みづくり

(1) 地域社会で支える仕組みづくり

地方自治は、行政組織による活動と地域団体、NPO法人などの公益的な活動によって支えられている。今後本格化する少子高齢社会において豊かな地域社会を築くためには、自助・共助・公助が連携、補完し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、これまで以上に市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が自助・共助の精神で支え合うことが必要である。

しかし、地域の間人間関係が希薄化する傾向にあり、地域社会においては、互いに支え合う機能の低下が懸念されていることから、一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持って行動し、責任を果たしていく地域社会の実現が求められている。

こうした地域社会を築くためには、市民と行政の信頼関係の確立が不可欠であり、

そのためには、今後さらに情報公開を進めながら情報の共有化に努め、市政への参画を進めていかなければならない。

さらに、地域活動団体と行政がお互いの役割を認識し、連携・協働しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを進めていかなければならない。

(2) セーフティネットへの取組

近年、少子高齢化や情報化、国際化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども時代とともに変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化している。これまでは、生活保護制度など、主に国の制度を基礎として、市民生活を守るための仕組みが公的なセーフティネットとして機能してきた。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対し、迅速かつ的確に対応していくには、行政だけではなく、地域社会全体で対応していかなければならない。

そのため、協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を進めるとともに、児童虐待問題など、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象に対しては、市民の協力を得ながら、行政が主体となって、相談から具体的対応まで個別専門的にサポートする取組を広げていく。

行政の責任において行うべきこれまでの公的なセーフティネットとともに、このような、おたがいさま、おかげさまの精神により、市民や地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組によって、市民が安心できる暮らしを支えていく。

4 行政経営システムの構築

社会経済環境の変化や市民ニーズに対応した素早い意思決定や柔軟な対応が求められ、さらには現場の創意工夫により諸課題を適切に判断し、解決することが求められる。

本市はこれまでも幾度となく財政危機を迎え、その度に財政の健全化に取り組み、財政危機を乗り越えてきたが、その取組は当面の収支均衡を重視したものであり、結果として、根本的な構造改善には至っていない。

また、事務事業評価システムを運用しながら、P D C Aサイクルを行政運営の中に定着させ、主体的に事務事業の必要性等を評価して改革改善に結びつけるといった仕組みや、組織横断的な課題解決に取り組む体制についても、必ずしも十分に機能しているとは言えない。

今後は、社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた上で、施策の重点化を図りながら財源等の効率的、効果的配分に努め、財政悪化を招かない行政経営システムを構築していくことが必要である。

こうしたことから、組織の簡素・効率化をより推進することにより、意思決定の迅速化を図るとともに、決算や行政評価等と連動した予算編成などにも検証を加えていく。

また、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、行政内部における情報の共有化に努め、市民のニーズや実態を客観的に把握し、横断的な施策体系のもとに、課題解決を図っていく必要がある。

さらに、公正な職務の遂行により公務に対する市民の信頼を確保し、あわせて市民への説明責任や情報提供を図ることは、公正かつ民主的な市政運営を行う際の基本的事項であるため、庁内の法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。

5 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第4章 目標達成に向けた取組視点

1 財政の健全化

(1) 財源の確保

- ・歳入の根幹となる市税等の収入率の向上を図り、自主財源の確保に努める。
- ・市有財産の有効活用による財源確保を図る。
- ・企業誘致などの産業振興や地域の雇用創出に視点を置いた施策の充実に努める。
- ・実態に見合った地方交付税の確保に努める。

(2) 人件費の抑制

- ・事務事業の見直しなどによる職員定数の削減を行い、人件費のさらなる抑制を図る。
- ・人事院勧告に基づく給与構造改革に取り組むなど、給与水準の適正化に努める。

(3) 負債の抑制

多額の費用を要する道路や公園、河川、学校などの公共施設を整備する際に発行している通常事業に係る市債については、長期的な財政運営の観点から、その発行額は元金償還額以内を基本とする。

また、土地開発公社については、土地開発公社経営健全化計画に基づき、引き続き、簿価の圧縮に努めるとともに、外郭団体の建設償還金など、繰り延べしている負債についても、償還を基本として負債の縮減に努めていく。

(4) 事務事業の見直し

事務事業全般について、課題解決に向けて、求めるべき成果が達成されているかといった成果志向の観点から事業評価を進め、事業の再構築などを行う。

2 地域社会で支える仕組みづくり

(1) 地域コミュニティの振興

まちの安全・安心にかかる課題などについては、地域に密着した形で解決することが重要となってきた。こうした課題については、地域の主体的な活動が成果を高めていく上では、より効果的に対応できることから、人と人のつながりや地域団体、ボランティア団体、NPO法人などの交流など地域コミュニティの活性化が重要であり、その振興を図っていく。

(2) 地域活動団体の育成・支援

地域団体、ボランティア団体、NPO法人などの地域活動団体と連携、協力しながら、これまで地域活動に携わることが少なかった退職者や若者について、地域活動の担い手としての人材発掘に努めていく。また、地域に密着した行政サービスについては、地域活動団体への事業委託などの検討も行っていく。

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体同士が双方向のコミュニケーションを図る中で、それぞれ役割を分担し、知恵を出し合い、工夫を重ねて解決に取り組むといった協働の取組事例を広げていくとともに、その仕組みづくりに取り組む。

(4) 情報公開と情報の共有

住民自治基盤の確立のためには、市民との情報の共有化と市民の市政への参画が重要であることから、情報提供も含めた情報公開、情報の共有を図り、地域課題についての市民と行政相互理解を深めるとともに、市政への多様な参画を推進する。

3 行政経営システムの構築

(1) 予算編成システムの改革

決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築に取り組む。

(2) アウトソーシングの推進

これまでも業務の民間委託や民間移管を行い、効率的な執行に努めてきたところであるが、より一層の事務事業の効率的な執行を図るとともに、地域活動団体などの活性化を図る機会として、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも取組を進める。

また、アウトソーシングにあたっては、これまでから効率性だけではなく、サービスの維持、向上といった視点も踏まえ推進してきたところであるが、今後、その評価などについて検討していく必要がある。

(3) 指定管理者制度の推進

2期目以降の公の施設の指定管理者の選定にあたっては、公募を原則としていく。

また、既存の直営施設については、制度上直営でなければ運営が不可能なものを除き、指定管理者制度の導入を検討する。

(4) 組織の見直し

これまで組織改正においては、事務事業の見直しや執行体制の再構築を進める中で、組織体制の簡素・効率化を進めてきた。

今後、多くの職員が退職していく中で、より一層の組織体制の簡素・効率化に取り組むとともに、これまで以上に組織課題や時代に対応した体制の整備を図っていくため、階層の簡素化や権限等の見直し、少数精鋭を基本とした計画的な人材育成に取り組む。

第5章 施策の重点化方向

本市は、依然として厳しい財政状況が続いているが、今後とも本市が責任を持って豊かな地域社会を築いていくためには、財政基盤と住民自治基盤の確立を図ること、言い換えれば、財政再建と住民福祉の充実をバランスよく取りながら行財政運営を進めていくことが、より一層重要となる。

本計画では、本市の財政構造を、歳入に見合った歳出規模に転換していくことを、目標の一つに掲げ、そのための方策として、職員人件費の抑制など、内部管理経費の見直しに継続して取り組むとともに、今日的な視点から事務事業の見直しにも取り組むこととしている。また、一方で、このような厳しい財政状況下にあっても、市民の安全・安心の確保を基本に、様々な行政課題やニーズにも着実に対応していく必要がある。

こうしたことから、本章では、市民懇話会からの「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン策定に向けての提言」(平成19年7月)など、市民の意見も尊重しながら、本計画に掲げる3つの目標を踏まえる中で、今後の計画期間内において取り組んでいくべき「施策の重点化方向」を示し、限られた財源等を集中することによって、安心・満足して暮らせる“まち”の基盤づくりを目指していくものである。

以下に、5つの「施策の重点化方向」を掲げる。

1 市民が健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

<現状と課題>

高齢化の進展や生活習慣病等の増加、複雑化する社会環境による心の健康問題など、疾病構造は一層複雑化し、市民の健康を取り巻く状況も大きく変化している。中でも、早世や65歳未満の要介護、さらには高額な医療給付の原因として、循環器疾患や糖尿病など生活習慣病の重症化が見られる。これらの背景には、市民一人ひとりのライフスタイルが大きく関与しており、生活習慣がどのように疾病に関与しているのか、様々な学習の機会が求められている。

少子高齢化が急速に進展する中で、国においては将来のニーズや社会状況の変化にも対応できる持続可能な社会保障制度となるよう、給付と負担両面からの改革が進められようとしている。

子どもや高齢者を対象とした犯罪やひったくりなどの増加、自然災害などへの不安感が高まっているなか、誰もが住み慣れた地域の中で、安全に、安心して暮らしていくためには、地域コミュニティの振興を図り、人と人のつながりのある社会を築いていくことが重要であり、協働のまちづくりのさらなる推進が求められている。

< 施策の方向 >

市民が健康に生涯を送ることができるよう、健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病をはじめとした疾病予防を積極的に進めていく。また、企業や事業所、団体等と協力して市民自らが主体的に生活習慣改善に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、働き盛りはもちろん、子どもや若年層が、自らの健康づくりに関する意識を高めていけるよう支援していく。

将来に向けて持続可能なセーフティネットを堅持し、行政として責任を果たしていくため、引き続き、生活の基本を支える事業や日常の基本生活に必要な事業を、最優先として取り組んでいく。また、引き続き、これまで実施してきた年齢などを基準とした一律給付的な事業については、真に支援を必要とする対象者へ経営資源を集中するなど、施策の転換を図っていく。

市民の主体的な活動をさらに活発化していくとともに、おたがいさま、おかげさまの精神により、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組を推進していく。

2 子どもの健やかな成長を見守り、育むまちづくり

< 現状と課題 >

少子化の進行や都市化の進展などにより、家庭や地域における子育て機能の低下や育児不安が問題となっており、そのため地域や社会全体で、子育て家庭の負担感の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境づくりが課題となってきた。

「まちづくり」にとって「人づくり」はその要をなすものであり、とりわけ人間形成の重要な時期である小・中学校期においては、生涯にわたる生活の基礎を築くうえで必要な基礎・基本の定着や、一人ひとりの個性と能力を生かし、生きる力を育む教育の推進が求められる。

家庭は、子ども的人格形成に欠かせない基本的な生活習慣や道徳性を身につけ、豊かな心を育てる大切な場である。また、学校、家庭、地域がより連携して、それぞれの役割と責任のもと、協働して子どもを育てるといった環境づくりが求められている。

< 施策の方向 >

子育て経験者などの協力を得ることなどにより、地域や社会全体で子育てを支えていく仕組みづくりや、子どものいのちと健康を守り育む食育の推進など、安心と喜びを持って子育てができる環境づくりを、一層推進していく。

学校教育においては、学力向上を重要な課題として捉え、個に応じたきめ細かな教育の推進を中心に、基礎学力の向上などに取り組んできたところである。今後も、こうした取組をより効率的・効果的に進めるとともに、家庭での学習習慣の定着を図ることや、心の教育の推進などにも努めていく。

子どもたちが、家庭や地域で愛され、安全で健やかに成長していくためには、その育ちを支援していく環境づくりが大切である。そのため、学校など公共施設を地域住民が主体的に利用できるような環境づくりを行い、学校、家庭、地域がより連携した取組を展開し、地域で子どもを育てていくという市民の意識の醸成に努めていく。

3 地域資源を活かし、環境・文化を育むまちづくり

<現状と課題>

かつては公害問題に苦しんだ本市の環境については、市民・事業者・行政のたゆまない努力により大きく改善され、現在は環境創造への取組として大きく方向転換し、環境保全への市民活動が広がりを見せている。

しかし一方で、地球温暖化など、地球規模での環境問題が一層深刻さを増しており、その多くは、ごみの排出や自動車利用、エネルギーの消費といった日常生活や通常の事業活動から生じる環境への負荷が原因となっている。

本市は多くの歴史的遺産、近松などの地域固有の文化をはじめ多くの文化的・人的資源に加え、身近な場所に農地や自然林、河川等の貴重な地域資源を有しており、こうした地域資源に対する市民の関心が高まってきている。

<施策の方向>

環境保全に取り組む活動について広く情報発信し、協働の輪を広げるとともに、それら活動主体の連携やネットワーク化を促進するなど、市民が市民を育み、まちづくりに活かす仕組みづくりに取り組んでいく。

環境に負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、自然エネルギーの利用促進、紙の資源化などのごみ減量・リサイクルの推進に努めるなど、日常の暮らしの中で、できる取組を継続的に進めていく。

本市の貴重な地域資源を、市民の共有の財産として大切に引き継いでいくとともに、新たな文化的財産の創造や発掘にも努め、さらに、その魅力を市内外へ情報提供し、都市イメージの形成に役立てていくとともに、そうした地域資源を守る市民活動をさらに発展させていく。

4 元気な産業を育むまちづくり

<現状と課題>

交通至便な立地条件を活かし、ものづくりを中心に、国内有数の産業都市として発展してきた本市は、個性的で優れた技術を持つ中小企業が集積し、高い技術力とノウハウの蓄積という、他にはない強みと魅力を有している。

産業都市として蓄えてきた様々なストックや利点を最大限に生かし、新たな成長分野の産業の誘致や、既存企業の高い技術力を生かした新規事業展開の促進を図っていくことが求められている。

一方で、商業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市の大きな魅力である商店街や小売市場などにおいては、空き店舗が増加するなど、商業の活性化が地域課題になっている。

<施策の方向>

市内企業の新製品等の開発や新分野への進出など、ものづくり技術開発や、中小企業の高い技術力を継承するための人材育成等の取組を支援していく。

企業立地の促進は、既存産業の活性化や新たな産業の立地を促すなどの波及効果が期待できることから、引き続き、企業の誘致に積極的に取り組むことにより、税収の確保や新たな雇用を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

商業の活性化に向けた取組では、魅力ある商店街づくりなどを推進するため、事業者の主体的で工夫した取組などを支援していく。

5 都市の生活基盤づくり

<現状と課題>

厳しい財政状況を踏まえ、投資的事業全般にわたり、事業の休止や見直し、延伸などにより、事業費の圧縮を図るなど抑制の基調で進めてきている。一方、都市基盤の整備や、市民生活に欠くことのできない施設設備の改修、整備など、将来のまちづくりを見据えた魅力ある基盤の整備の取組を進めていく必要がある。

今後発生する可能性が高いと言われている東南海・南海地震などに備え、耐震化に向けた施設の整備が求められる。

<施策の方向>

道路、河川、公共下水道等の市民の生活基盤を支える施設の整備、維持・更新等については、安全・安心の確保を基本に、限られた財源を効果的に配分し、生活基盤の整備に取り組む。

災害時に指定避難所や活動拠点となる学校施設や消防施設などについては、安全・安心の視点から、優先的かつ計画的に耐震化に向けた取組を進めていく。

改革改善編

第1章 本市財政の現状と今後の収支見通し

1 本市財政の現状

経営再建プログラムの策定当初において、平成19年度末に見込まれていた約800億円の収支不足額については、改革改善に取り組んできた結果、500億円を超える効果額を計上し、財源対策と合わせた収支改善により、最大の目標であった財政再建団体転落阻止について、その危機は当面、回避できることとなった。

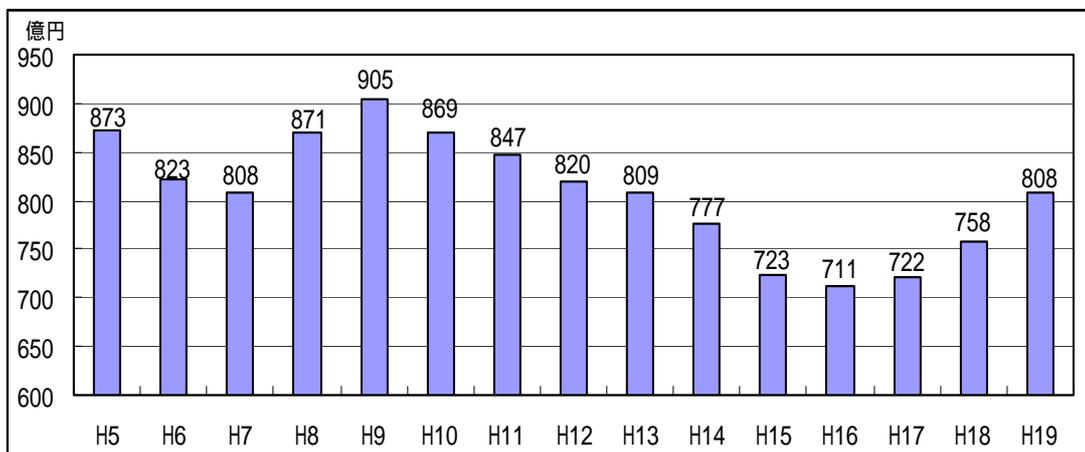
しかしながら、歳入面では、市税収入に回復の兆しが見えてはいるものの、地方交付税等を含めた経常的な一般財源総額は減少している。また、収益事業収入は、大きく減少している。一方、歳出面では、扶助費が増加傾向にあるとともに、公債費が高い数値で推移しているため、職員定数の削減等により人件費の抑制に努め、構造改善に最大限努力してきたが、その改革改善効果が相殺されている。さらに、財政構造上から見ると、経常収支比率は高い数値で推移しており、本市財政は、依然として厳しい状況にある。

(1) 歳入の状況

市税収入

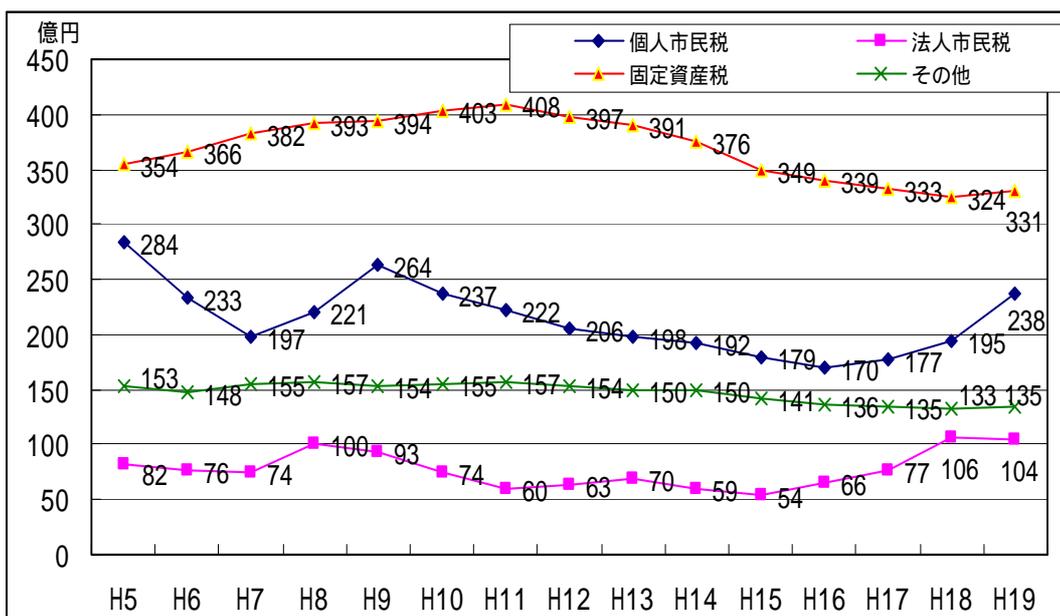
歳入の根幹である市税収入は、税制改正の影響や景気の回復によって、個人市民税、法人市民税は増加してきており、固定資産税についても減少に歯止めがかかる状況にある。市税収入全体でも、平成16年度を境にして増加に転じている。

市税収入の推移



平成19年度は当初予算

市税収入の内訳

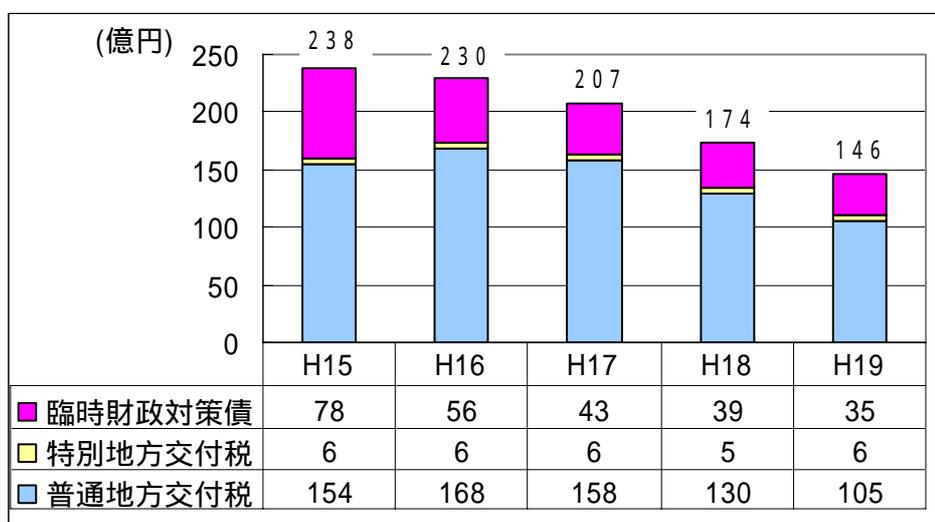


平成 19 年度は当初予算

地方交付税

地方交付税は、財政運営の中で財源保障機能、財政調整機能を担うものであり、基本的には市税収入の増減に対応している。ここ数年は、市税収入の増などにより、大幅に減少している。地方交付税については、国・地方を通じての財政健全化の取組が進められている中で、今後、大きく変容することも想定される。

地方交付税の推移

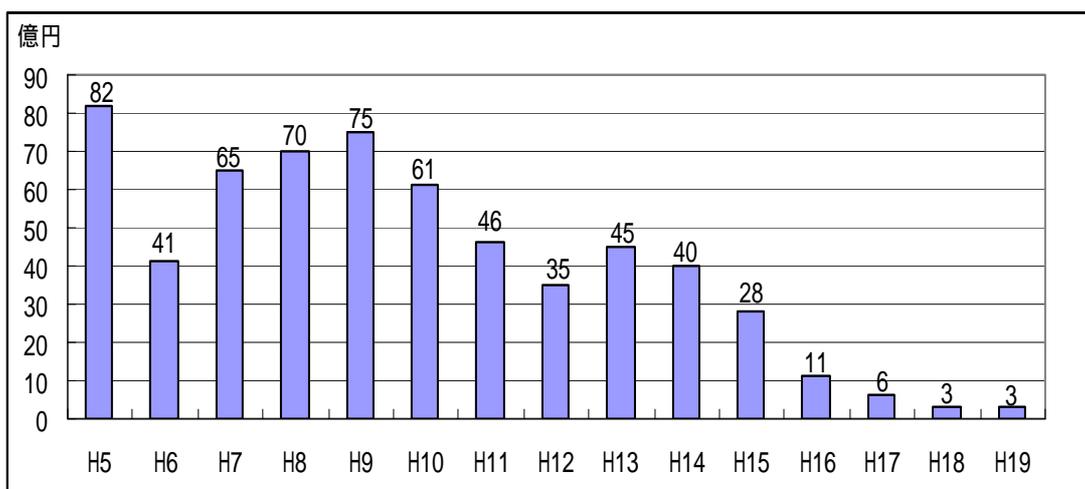


平成 19 年度は当初予算

収益事業収入

本市特有の競艇事業収入などの収益事業収入は、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷やレジャーの多様化などにより大きく落ち込んでいる。こうした中で収支構造の改善を図るため、尼崎市競艇事業緊急経営改善計画を策定し、平成 19 年度当初予算では、約 3 億円となっている。なお、競艇事業については、この緊急経営改善計画に基づき、経営改善に向けた取組を進めている。

収益事業収入の推移



収益事業収入のピークは平成 2 年度の 146 億円。平成 19 年度は当初予算。

市債

現在の市債残高とそれに係る将来の公債費負担、及び昨今の金利の上昇傾向を勘案した場合、本プラン期間における起債措置にあたっては、実施事業の選定や事業量の配分等について十分に精査するとともに、財源対策としての市債活用については慎重に行う必要がある。

(2) 歳出の状況

義務的経費

・人件費

人件費については、経営再建プログラム期間における職員定数 900 人の削減や、職員給料等の削減、福利厚生制度の見直しなどにより、着実に削減してきた。また、人事院勧告に基づく給与構造改革による減少も見込まれるところである。事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き、職員定数の削減を行うなど、人件費の抑制に努めていかなければならない。

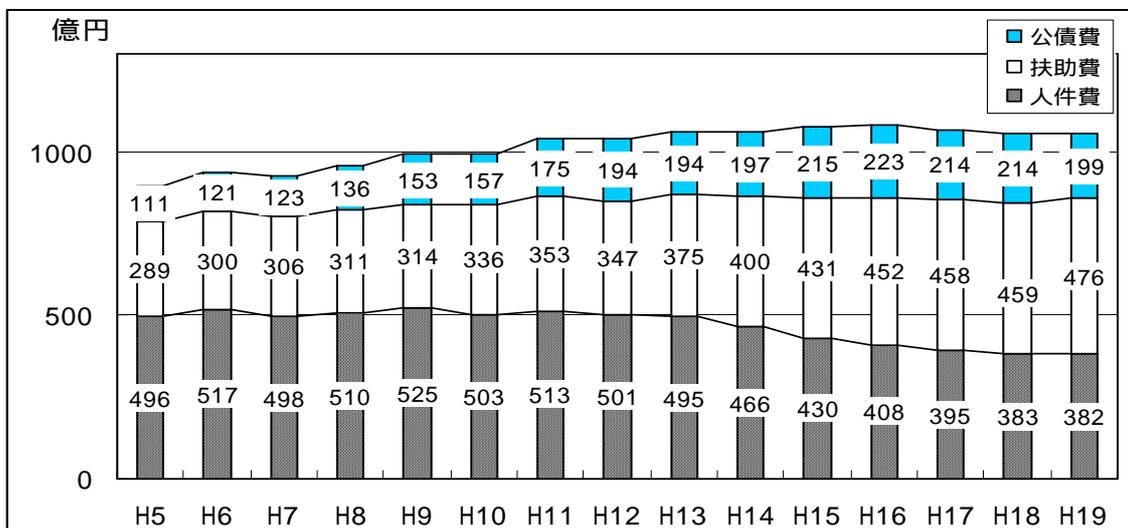
・扶助費

本市においては、扶助費の約半分を占める生活保護については、受給者数が近隣他都市に比べて多く微増傾向にある。少子高齢化の進展に伴い、今後も国においては少子化対策や高齢者医療制度などの社会保障制度改革を進め、それに伴う本市財政への影響も危惧されるところである。

・公債費

近年、市債の発行は抑制基調で取り組んでいるものの、震災復興などの過去に発行した影響などにより依然として高い数値で推移し、クリーンリサイクルタウン整備事業の元金償還が本格化することに伴い、今後も大幅な増加が見込まれる。

義務的経費の推移

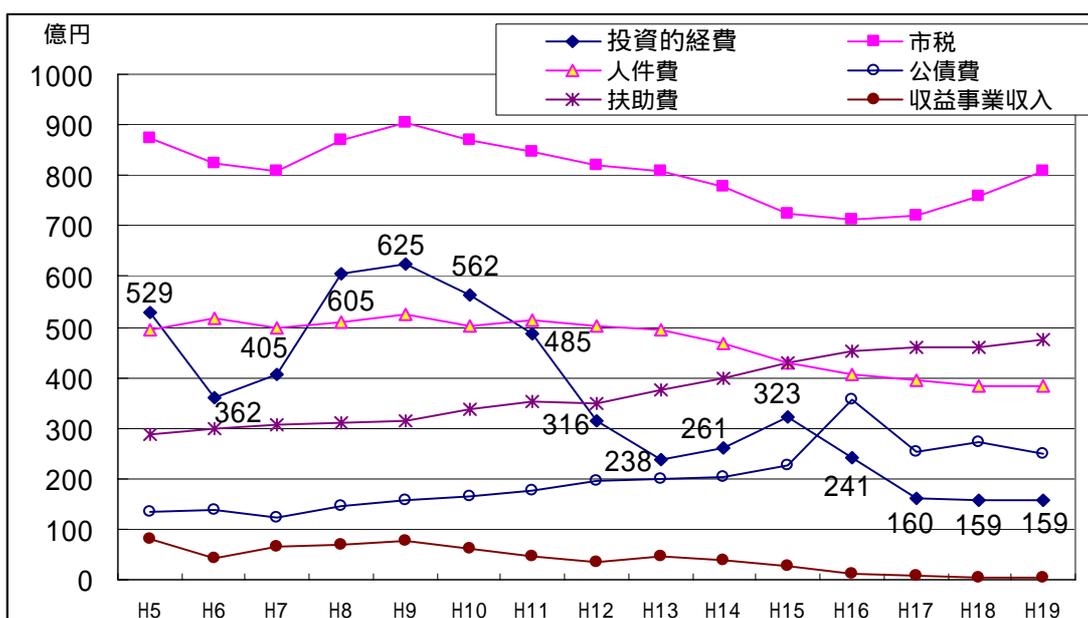


義務的経費の公債費は、借換債・NTT無利子貸付分を除いている。平成19年度は当初予算。

投資的経費

投資的経費は、これまで阪神・淡路大震災の復旧・復興事業を最優先課題に取り組んできたが、経営再建プログラム期間に入ってから、大幅に抑制している。しかしながら、今後も、公共施設の耐震化などに取り組んでいく必要があることから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要がある。

投資的経費の推移



平成 19 年度は当初予算

繰出金

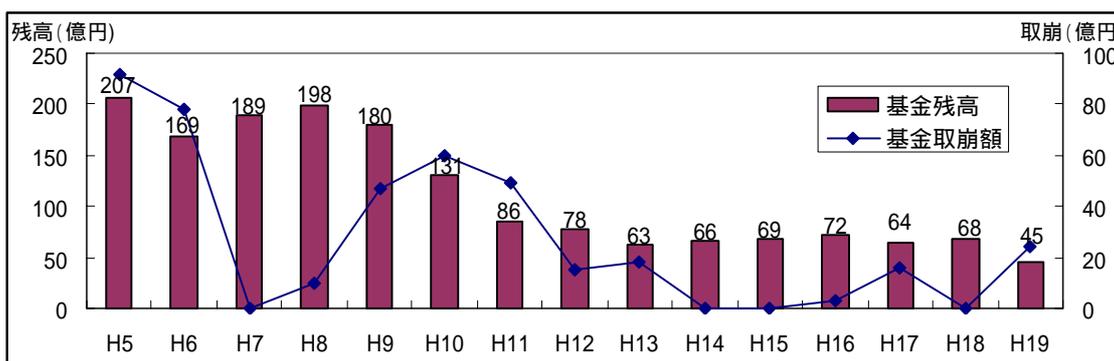
各特別会計への繰出金のうち、国民健康保険事業費会計、老人保健医療事業費会計、介護保険事業費会計の3会計への繰出金については、高齢化の進展に伴い増加の傾向にある。また、平成 20 年度以降は、土地開発公社の経営健全化計画に基づき、用地を買戻した際の元利償還金が大幅に増加することから、今後は、この公共用地先行取得事業費会計への繰出金が、公債費と並んで、本市財政を圧迫することが見込まれる。

(3) 基金と市債残高

基金

ここ数年の基金残高は、低い金額のまま推移してきている。基金は、収支均衡を図るための対策（財源対策）の一つとして活用してきたものの、ほぼ底をつきかけており、活用することが難しくなっている。

主な基金残高の推移

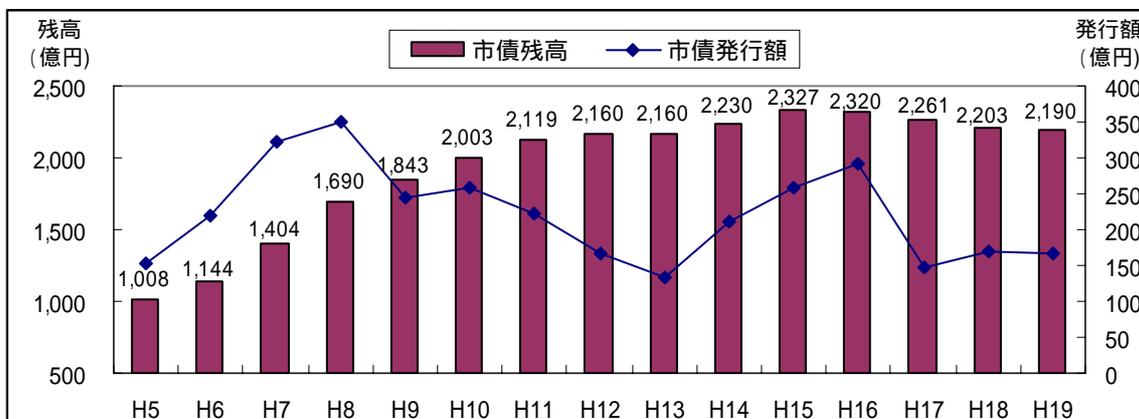


主な基金とは、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金（17年度廃止）。平成19年度は残高見込み。

市債残高

市債残高は、震災復興事業に800億円を超える市債を発行したことなどにより大きく膨れ上がり、その後も財源対策などにより、市債を発行してきたことから、多額のままで推移しているが、ここ数年はわずかではあるが減少傾向にある。

市債残高の推移



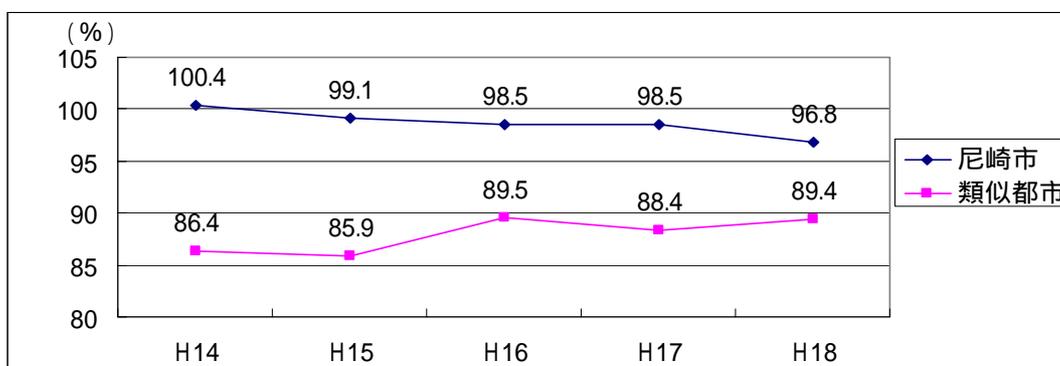
平成19年度は当初予算

(4) 硬直化した財政構造

経常収支比率

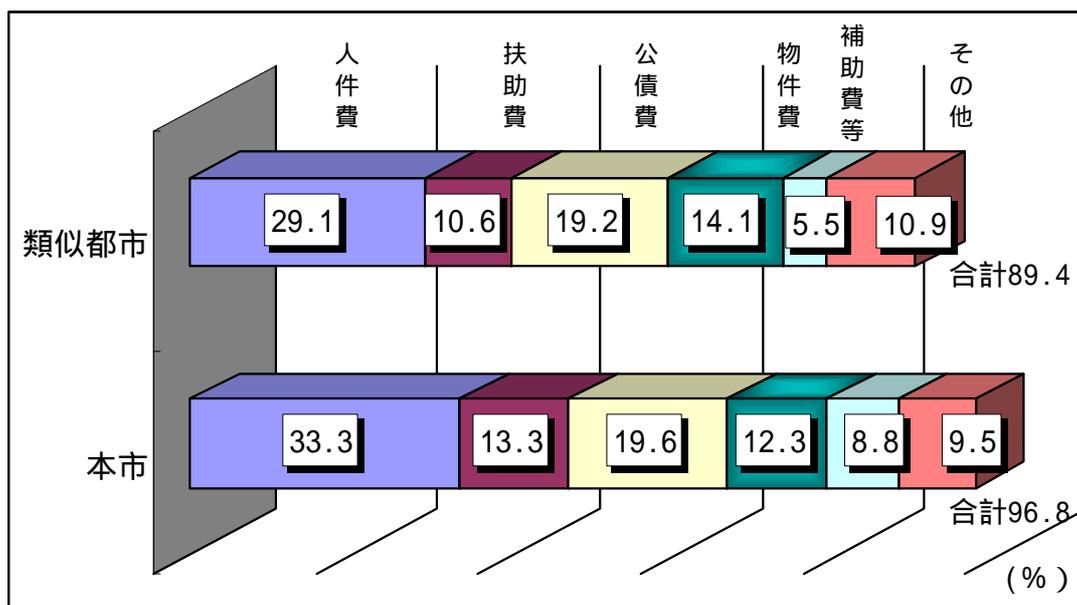
財政の健全性を示すものさしの一つである経常収支比率は、人件費の削減等により減少しているものの依然として高い数値で推移している。市税や地方交付税などの経常的な収入のほとんどが、扶助費や公債費、人件費などの経常的な支出に充てられ、新しい取組などに充てるべき余力がないという極めて硬直化した財政構造にある。なお、類似都市との比較においてはその差は縮まってきている。

経常収支比率の推移



類似都市：人口や産業構造の似通った12市(宇都宮市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、相模原市、金沢市、西宮市、岡山市、松山市、大分市、鹿児島市)

経常収支比率の比較 (平成18年度決算統計)



2 今後の収支見通し

(1) 平成 20 年度当初予算ベースにおける収支の状況

平成 19 年 11 月時点(素案)の収支見通しは、平成 19 年度一般会計当初予算(一般財源ベース)を基礎として、一定の前提条件のもとに見込んだ。[A]

その後の、普通交付税や後期高齢者医療制度の新設などの要因等を反映すると、平成 19 年 11 月時点(素案)と比較して、大幅に収支は悪化する。[B]

これに、改革改善の取組[C]や、多額の財源対策[D]を講じ、かるうじて歳入と歳出のバランスが保たれた当初予算となっている。[E]

これを性質別に分析すると、歳入面では、市税収入は法人市民税や固定資産税等で増加となるものの、普通交付税は大幅な減少となることから、市税等の経常的歳入は平成 19 年 11 月時点(素案)と比較して、15 億円の減(歳入計では 7 億円の減)となっている。

そのため、構造改善の取組で 2 億円、基金や市債の活用など 75 億円の財源対策を講じることにより、当初予算では合計 70 億円の増となっている。

一方、歳出面では、ハード整備事業計画に伴い投資的経費で減となるものの、後期高齢者に係る療養給付費負担金等の増やヘルスアップ尼崎戦略事業等に伴う国民健康保険事業費会計繰出金の増をはじめとするその他経常的経費等の増加により、13 億円の増となっている。

そのため、構造改善の取組で 4 億円、退職手当債の活用など 25 億円の財源対策を講じることにより、当初予算では合計 16 億円の減となっている。

この結果、平成 20 年度当初予算は、1,120 億円で形式的な収支均衡が図られた予算となった。

[表1] 平成20年度当初予算ベースにおける収支の状況

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

	20年度 予算 [E]	19年11月 時点(素案) [A]	比較 [E] - [A]	内訳			
				その後の要因 [B]	構造改善 [C]	財源対策 [D]	
歳入	市税収入	828	810	18	法人市民税 ¹¹ 固定資産税 ⁷ 等	収入率向上 ¹	
	地方交付税	81	109	28	普通交付税 ²⁸		
	地方譲与税等	78	80	2	地方消費税交付金 ⁴ 地方特例交付金 ²		
	収益事業収入	-	-	-			
	その他	133	51	82	財産売却収入 ⁸ 臨時財政対策債 ²	クリーンセンター 使用料改定等 ¹	基金活用 ⁵⁴ 市債活用 ²¹
	計	1,120	1,050	70	7	2	75
	うち市税等 ¹	1,020	1,034	14	15	1	0
歳出	人件費	299	327	28			
	職員給与費等	273	283	10	平均給与の減等 ⁶	定数削減等 ⁴	
	退職手当	26	44	18	希望退職 ¹³ 定年退職 ⁶		退職手当債 ²⁵
	扶助費	141	140	1	生活保護費 ¹		
	公債費	191	188	3	繰上償還等 ³		
	その他経常的経費 ²	413	401	12	老人保健医療事業費会計繰 出金及び後期高齢者医療制 度療養給付費負担金 ⁶ 国民健康保険事業費会計繰 出金 ² 市税還付金 ² 等		
	うち公共用地先行 取得会計繰出金	16	14	2			
	投資的経費	76	80	4	ハード整備事業計画 ⁴		
	計	1,120	1,136	16	13	4	25
	差引収支	0	86	86	20	6	100

1 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計

2 物件費、補助費、繰出金等の計

(2) 主な歳入歳出の前提条件

平成 20 年度一般会計当初予算（一般財源ベース）を基礎として、現行制度等を基本に、一定の前提条件のもとに見込んだ。

ア 歳入

(ア) 市税収入

個人市民税、法人市民税：20 年度の額を据え置き。

固定資産税、都市計画税：土地の用途変更、家屋の新增築、評価替え等を勘案。

(イ) 地方交付税

普通交付税：市税等の増減の影響による相当額が補てんされるものとして試算。

(ウ) 地方譲与税等：税制改正の影響等を勘案。

(エ) 収益事業収入

競艇場事業収入：収支に算入せず基金に積み立てていく。

(オ) その他

財産売払収入：改革改善に伴う財産売払収入は、収支に算入せず基金に積み立てていく。

臨時財政対策債：市税、普通交付税等の増減の影響による相当額を補てんするものとして見込む。

イ 歳出

(ア) 人件費

昇給等 1.8%、ペア 0.0%で積算した後、給与構造改革の影響額を含めて見込んだ。職員給与等は、職員の退職、新規採用に伴う新陳代謝効果を加味。

退職手当は、20 年度に希望退職者数を一定数見込んでいるため、21 年度は、その影響等を勘案。22 年度以降は、各年度の定年退職予定者数等により積算。

(イ) 扶助費：据え置き。

(ウ) 公債費：発行済みの市債の償還額に、新たに発行予定の市債分を加算。

(エ) その他の経常的経費

物件費、維持補修費：据え置き。

繰出金：各特別会計への繰出金については、原則として据え置き。公共用地先行取得事業費会計への繰出金については、土地開発公社経営健全化による用地買戻しの際の先行取得事業債元利償還金額を反映。

(オ) 投資的経費：ハード整備事業計画に基づき算入。

(3) プラン期間における収支見通し

[表2] 平成20年度当初予算ベースの収支見通し

(単位：億円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	市税収入	828	825	830	835	834
	地方交付税	81	106	105	102	103
	地方譲与税等	78	81	78	79	79
	収益事業収入	-	-	-	-	-
	その他	133	50	50	48	48
	計	1,120	1,062	1,063	1,064	1,064
	うち市税等 1	1,020	1,045	1,046	1,048	1,048
歳出	人件費	299	317	312	295	275
	職員給与費等	273	266	257	248	240
	退職手当	26	51	55	47	35
	[定年退職者(見込)数]	[138]	[185]	[200]	[169]	[123]
	扶助費	141	154	154	154	154
	公債費	191	189	191	194	193
	その他経常的経費 2	413	408	414	418	418
	うち公共用地先行取得会計繰出金	16	14	22	27	32
	投資的経費	76	108	84	80	80
計	1,120	1,176	1,155	1,141	1,120	
差引収支		0	114	92	77	56

- 1 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
2 物件費、補助費、繰出金等の計

(参考) 平成19年11月時点(素案)の収支見通し

(単位：億円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入	市税収入	810	809	814	819	817
	地方交付税	109	109	109	107	109
	地方譲与税等	80	81	77	77	77
	収益事業収入	-	-	-	-	-
	その他	51	51	51	49	49
	計	1,050	1,050	1,051	1,052	1,052
	うち市税等 1	1,034	1,034	1,035	1,037	1,037
歳出	人件費	327	337	323	301	282
	職員給与費等	283	276	265	254	245
	退職手当	44	61	58	47	37
	[定年退職者(見込)数]	[160]	[223]	[213]	[171]	[133]
	扶助費	140	140	140	140	140
	公債費	188	180	191	202	197
	その他経常的経費 2	401	398	403	405	403
	うち公共用地先行取得会計繰出金	14	13	22	27	32
	投資的経費	80	80	80	80	80
計	1,136	1,135	1,137	1,128	1,102	
差引収支		86	85	86	76	50

第2章 構造改善の基本的な考え方

1 実質的収支均衡の確保

プランでは、目指すべき財政の健全化を、「レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている」状態とし、「見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を目指すべきものであり、そのためには構造改善に資する改革改善の取組が必要となる。

2 構造改善の目標

構造改善目標額については、プラン（素案）では、「計画期間の最終年度である平成24年度の収支乖離額である50億円を基本とする」としてきた。

平成24年度の収支乖離額は、素案段階よりも変動しているものの、構造改善の目標は、これまでと同様50億円を目指すものとし、今後、さらなる構造改善の取組項目を追加する中で、将来世代に過度の負担を強いることのないよう、安定した財政基盤をできるだけ早期に確立していく。

なお、今後の社会経済状況や国・県の動向等を踏まえ、プラン期間内の一定時期に修正を行う。

○平成20年度当初予算ベースにおける構造改善の目標

今後の収支見通し

（単位：億円）

	H20	H21	H22	H23	H24
歳入	1,120	1,062	1,063	1,064	1,064
歳出	1,120	1,176	1,155	1,141	1,120
差引収支（単年度収支）	0	114	92	77	56
累積収支	0	114	206	283	339
改善前の単年度収支 [H20 構造改善及び財源 対策を加味しない場合]	106	120	98	83	62
累積収支 [同上]	106	226	324	407	469

構造改善効果額

（単位：億円）

	H20	H21	H22	小計	H23～24	計
財源の確保	1	2	1	4	(23)	(50)
内部管理経費の抑制	4	6	5	15		
事務事業の見直し等	1	2	5	8		
効果額計（単年度）	6	10	11	27	(23)	(50)

今後、取組を進める中で項目を追加していく。

内部管理経費の抑制は、人件費及び負債の抑制。

事務事業の見直しにかかる職員定数削減効果は、内部管理経費の抑制欄に一括計上。

（定数削減効果 @3,609千円/人）

改善後の収支見込

(単位:億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
改善前の単年度収支 A	106	120	98	83	62
構造改善額(単年度)	6	10	11	(11)	(12)
構造改善額(累積) B	6	16	27	(38)	(50)
差引収支 C(A+B)	100	104	71	45	12

平成20~24年度については、なお収支に不足が生じることから、収支均衡の予算を確保するために、財源対策の必要がある。

(参考)平成19年11月時点(素案)における構造改善の目標

今後の収支見通し

(単位:億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
歳入	1,050	1,050	1,051	1,052	1,052
歳出	1,136	1,135	1,137	1,128	1,102
差引収支(単年度収支)	86	85	86	76	50
累積収支	86	171	257	333	383

構造改善効果額

(単位:億円)

	H20	H21	H22	小計	H23~24	計
財源の確保	1	2	1	4	(20)	(50)
内部管理経費の抑制	5	5	4	14		
事務事業の見直し等	3	3	6	12		
効果額計(単年度)	9	10	11	30	(20)	(50)

(定数削減効果 @3,690千円/人)

改善後の収支見込

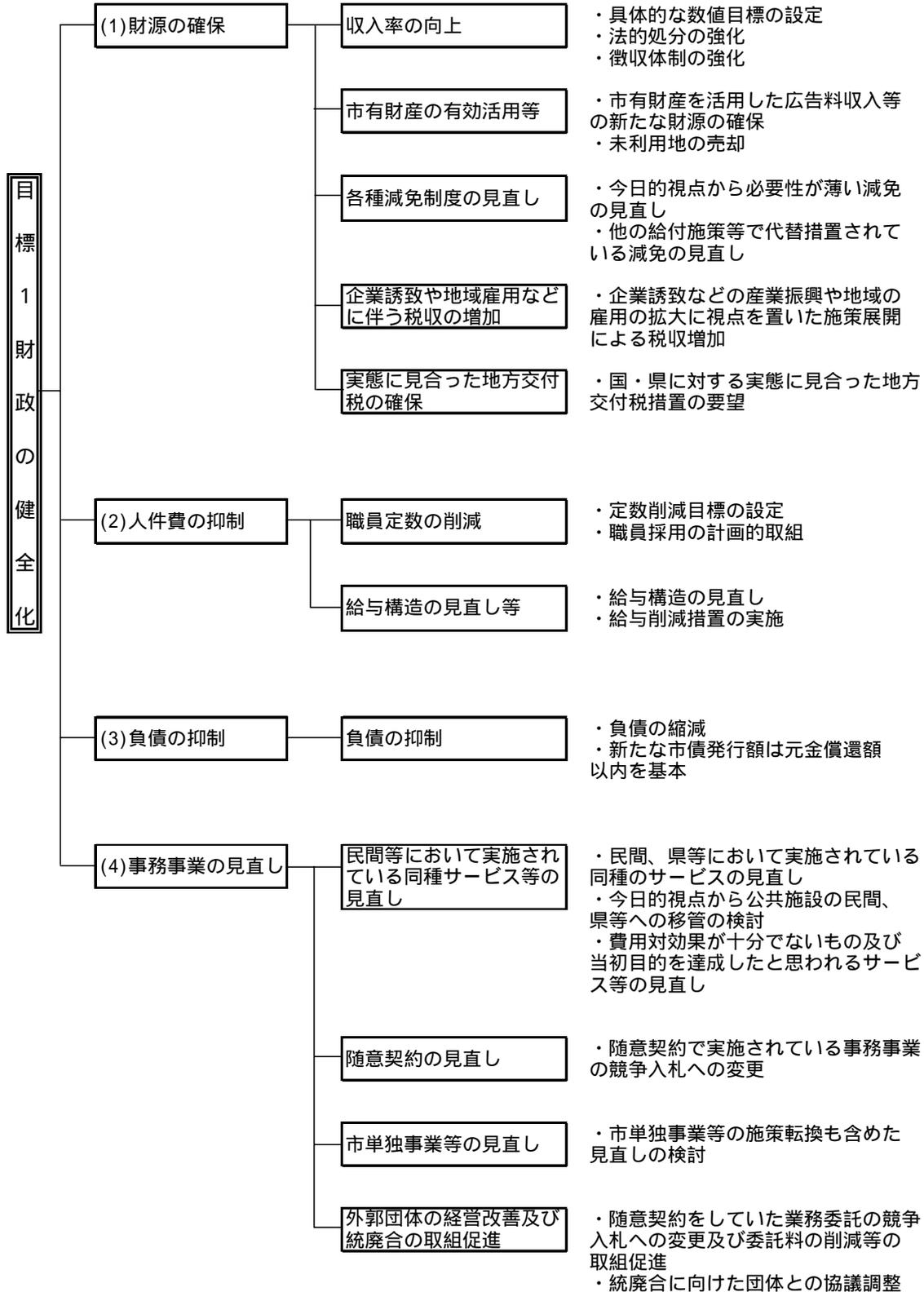
(単位:億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
改善前の単年度収支 A	86	85	86	76	50
構造改善額(単年度)	9	10	11	(10)	(10)
構造改善額(累積) B	9	19	30	(40)	(50)
差引収支 C(A+B)	77	66	56	36	0

第3章 改革改善項目（取組方針別）

1 取組方針（体系図）

さらなる健全化の歩みを進めるため、3つの目標とそれぞれ4つの取組視点のもと、次のとおり取組方針を定める。



目標2 地域社会で支える仕組みづくり

(1) 地域コミュニティの振興

地域社会で要支援者を支える仕組みづくり

・地域社会の多様な主体により要支援者を支えるシステムの構築

地域課題解決のための様々な主体の連携づくり

・地域の様々な主体が連携して地域の課題を自ら解決できるような協働運営の仕組みづくり

(2) 地域活動団体の育成・支援

市民参加・参画の意識づくり

・より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発

職員の意識づくり

・職員が協働を実際に体験する機会の提供や協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくり

市民活動の展開のための側面的支援

・地域課題の解決等公益を目的とした様々な活動が展開されるための側面的支援

市民が市民活動を支援する仕組みづくり

・事業者が市民活動を支援する等の市民が市民活動を支援する仕組みづくり

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

様々な段階での市民参加・参画の機会の充実

・より多くの市民の知識経験を市政に生かす等の参加しやすい仕組みづくり

市民からの提案を実現するための仕組みづくり

・地域課題等について市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え共に解決していく仕組みづくり

行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実

・地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備

(4) 情報公開と情報の共有

行政情報の積極的な公開・提供

・行政情報の積極的な公開や市民へのわかりやすく的確な情報の提供

市民活動に関する情報の収集・発信

・市民活動などに関する情報の収集・発信や市民・行政の情報の共有化

目標3 行政経営システムの構築

(1) 予算編成システムの改革

決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築

・事務事業評価システムの評価を行政運営に反映させる仕組みの推進
・公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの公会計の整備

(2) アウトソーシングの推進

適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用

・行政がサービスの提供主体でなければならないものを除き全ての業務を対象としたさらなる民間活力の活用

(3) 指定管理者制度の推進

公の施設における指定管理者制度の推進及び公募の拡大

・既存の直営施設について指定管理者制度の導入推進
・2期目以降の公の施設の指定管理者の選定について公募の拡大

(4) 組織の見直し

組織体制の簡素・効率化等の推進

・現行の組織階層の簡素化
・全ての役職階層についての権限・職責の見直し及び権限委譲の推進

組織課題や時代に対応した組織体制の整備

・人材育成計画に基づく取組
・新たな課題や組織横断的課題に対して柔軟に対応していける体制づくり

2 目標1 「財政の健全化」

(1) 財源の確保

取組方針

収入率の向上

市有財産の有効活用等

各種減免制度の見直し

企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

実態に見合った地方交付税の確保

【取組の視点】

収入率の向上

収入率の向上・滞納額の縮減は、財政運営上及び税等の負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題である。歳入の根幹となる市税等の収入率の向上については、具体的な数値目標を定めて取り組む。また、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努める。

主な項目	取組内容	実施時期
収入率の向上	市税収入・・・平成24年度における現年課税分の収入率を98.4%とする。 保育所保育料・・・平成24年度における現年度分の収入率を98.3%とする。 住宅家賃・・・指定管理者制度を導入した中で、収入率を現年度・過年度併せて87.9%と定め取組中。 [方策] 動産や給与等の差押えの強化、インターネット公売の実施、徴収嘱託員の活用、コンビニ収納の実施、納税催告センターの設置など。	平成20年度 ~

市有財産の有効活用等

市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで広告料収入という新たな財源確保に努める。また、使用料・手数料について必要な改定を行う。

さらに、市営住宅の空家募集の回数を増やすなど、既存ストックの有効活用を図ることにより、歳入の増加に努めるとともに、市が保有する未利用地についても貸付や売却を進める。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
広告事業の推進	市報、ホームページ等の媒体を利用し、財源の確保に努める。 [広告媒体] ・印刷物（広報誌、封筒、はがき、冊子、パンフレット等） ・ホームページ（バナー広告） ・その他の資産（公用車、玄関マット等）	平成 20 年度 ～
使用料・手数料の算定方式の検証	適正な使用料・手数料の算定に資するため、わかりやすい透明性のある原価計算の考え方や積算基準等の整理を行う。	平成 21 年度
保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し	平成 1 5 年度に見直した本市の保育料体系について、平成 2 0 年度に評価を行い、今後の体系及び保育料額のあり方について検討する。また、減免制度や保育料算定について見直す方向で併せて検討する。	平成 21 年度
市営住宅空家募集回数の増	県営住宅や近隣都市並に年 2 回の空家募集を行い、入居事務サイクルの短縮を図る。	平成 20 年度
市立幼稚園保育料の見直し	受益者負担の視点から、阪神間他都市の状況等を踏まえ、保育料を改定する。	平成 21 年度

各種減免制度の見直し

現行の制度の必要性や、他の給付施策等との整合性、阪神間都市等との均衡性などを検証し、制度の見直しを図る。

主な項目	取組内容	実施時期
減免制度の見直し	今日の視点から現行制度の必要性が低いもの、他の給付施策（生活保護）等で代替措置がされているもの、阪神間都市等の状況についても検証する中で、制度の見直しを図る。 [対象] 市税、土地水面使用料、下水道使用料	平成 21 年度

企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

企業誘致を進めることにより、地域経済の活性化や雇用拡大を図り、税収の増加に努める。

主な項目	取組内容	実施時期
企業立地促進法の取組	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、企業立地促進税制等の各種支援策を活用していく。	平成 20 年度

実態に見合った地方交付税の確保

法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かない経費などについて、実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して積極的に働きかけ、財源の確保に努める。

主な項目	取組内容	実施時期
実態に見合った地方交付税の確保	実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して要望等を行う。	平成 20 年度 ~

(2) 人件費の抑制

取組方針

職員定数の削減

給与構造の見直し等

【取組の視点】

職員定数の削減

事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き積極的な定数削減を行う。また、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、今後急激に職員数が減少していくことから、少数精鋭を基本とした計画的な職員の採用や人材育成、知識や経験の伝承等についても計画的に取り組む中で、組織力や職員のモチベーションの維持、向上に努めていく。

主な項目	取組内容	実施時期
職員定数の削減	職員定数について、 今後の行政需要（業務の廃止や見直し、新規事業への対応）、採用数（人材の確保）や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、事業分野別の類似都市との比較、今後の人件費比率の推移への対応等を、退職動向と併せて勘案する中で、平成 20～24 年度の 5 ヶ年で 500 人を目標に削減に取り組んでいく。	平成 20 年度 ～

給与構造の見直し等

職員給与については、平成 19 年度から人事院勧告における給与構造改革を踏まえ、給料表の改正等を実施し、大きな構造改善効果額を導き出してきたところであるが、平成 20 年度以降についても、国基準の給与制度を基本に、給与構造の見直しを進めるとともに、厳しい財政状況の中、引き続き、市民に対する市職員の姿勢を示すことから、特別職、一般職ともに給与削減措置についても取り組んでいく。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
給与構造の見直し	給与構造の見直しの取組として、国基準を基本に、初任給及び昇格年数の基準並びに期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当について、見直しを行う。	平成 20 年度 ~
給与削減措置の実施	厳しい財政状況のもと、地域手当等の給与削減措置を実施する。	平成 20 年度 ~

(3) 負債の抑制

取組方針

負債の抑制

【取組の視点】

現在、繰延べしている負債については、償還を基本として縮減に努めるとともに、土地開発公社経営健全化計画の着実な実施を図ることなどにより、負債の抑制に向けた取組を進める。

また、市債残高の抑制については、高金利の政府系資金については繰上償還・低金利な市債への借換を行い、さらに、通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とする。

主な項目	取組内容	実施時期
土地開発公社経営健全化計画の取組	総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充する。	平成 18 ~ 22 年度 (計画期間)
高金利の政府系資金の繰上償還、借換	過去に借り入れた一定利率以上の政府系資金について、繰上償還、借換を行うことにより、金利負担の軽減を図る。	平成 19 ~ 21 年度 (借換期間)

(4) 事務事業の見直し

取組方針

民間等において実施されている同種サービス等の見直し

随意契約の見直し

市単独事業等の見直し

外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

【取組の視点】

民間等において実施されている同種サービス等の見直し

今日的視点から公共施設の民間等への移管を検討するとともに、民間等において実施されている同種サービスや、費用対効果が十分でないもの、さらに当初目的を達成したと思われるサービス等について見直していく。

主な項目	取組内容	実施時期
し尿等処理方法の見直し	し尿・し尿浄化槽汚泥の処理設備の老朽化に伴い、当該設備を更新せず、公共下水道施設を活用した処理方法に変更する。	平成 21 年度
保育所の環境改善及び民間移管	保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管を計画的に推進するとともに子どもを生き育てやすい環境の創出を図る。	平成 21 年度 ～
市民プールの整理統合	レジャーの多様化や民間事業者等によるプール整備が進展する中で、利用者が減少している。また、大幅な収支乖離に加え、施設の老朽化に伴い、安全確保に必要な維持、改修経費が増大するため、施設の整理統合を図る。	平成 20 年度 ～

主な項目	取 組 内 容	実施時期
市立全日制高等学校の見直し	高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行う。	平成 22 年度 ~
市立幼稚園の見直し	市立幼稚園のあり方について検討を行う。	-
小学校給食調理業務の見直し	給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託する。	平成 20 年度 ~
ごみの減量・リサイクルの推進	ごみ排出量の削減に取り組むため、家庭系、事業系のごみ減量化施策を推進し、ごみ処理施設のさらなる効率的な運転を実施する。	平成 20 年度 ~

随意契約の見直し

公平性、透明性、競争性の観点から、現在、随意契約で実施している事務事業については、競争入札へ変更していく。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
電力自由化による電力契約の変更	電力自由化に伴い、電力契約について、本庁舎、ごみ処理工場をはじめとした施設において、入札を導入する。	平成 20 年度 ~
一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方についての検討	一部地域で試行的に入札を実施した、一般家庭ごみ収集運搬業務委託を検証し、全委託地域の契約方法のあり方について検討する。	-

市単独事業等の見直し

税を財源として実施している市単独事業等で、年齢などを基準とした一律給付的な事業については、利用者負担の導入など施策の転換も含め、事業のあり方について見直していく。

主な項目	取組内容	実施時期
老人市バス特別乗車証の見直し	安定的・効果的に制度を継続していくため、利用者負担の導入など、事業の見直しを検討し、実施する。	平成 22 年度

外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成 19 年 1 月)の方針に基づき、随意契約をしていた業務委託の競争入札への変更及び委託料・補助金の削減等の取組を促進するとともに、統廃合に向け団体との協議調整を進める。

主な項目	取組内容	実施時期
外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進	外郭団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立経営を促進する必要があるため、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成 19 年 1 月)の方針に基づき、経営改善及び統廃合の取組を進める。	平成 20 年度 ~

3 目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」

(1) 地域コミュニティの振興

取組方針

地域社会で要支援者を支える仕組みづくり

地域課題解決のための様々な主体の連携づくり

【取組の視点】

少子高齢化や情報化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化している。これまでは、生活保護などの市民生活を支える仕組みが、公的なセーフティネットとして機能してきた。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対しては、市民や地域団体、NPO法人、事業者、行政などの地域の多様な主体によって、対応していかなければならない。

本市では、中央地区（阪神尼崎駅周辺地域）において、「阪神尼あんしんまちづくり協議会」が迷惑駐輪などの地域課題に対して、行政と一緒にあって課題解決に取り組んだ事例がある。

また、児童虐待問題や、悪質商法などの消費者被害といった、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象に対しては、地域住民などの協力を得ながら、行政が主体となって、相談から具体的対応まで個別専門的にサポートする取組が、こども家庭センターや保健所、消費生活センターなどの公的機関を中心として行われている。こうした問題は、早い段階で周囲が気付き、あるいは当事者が周囲に相談することによって、深刻化を防ぐことができることから、このような市民と行政による連携の取組は重要である。

こうした協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を、今後もさらに広めていくとともに、そのためには地域コミュニティの活性化が重要であり、身近な地域での出会いの場づくりを通じて、地域を構成する多様な主体の連携づくりに取り組む。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
地域における協働運営の仕組みづくり	市民（地縁型・テーマ型市民活動団体、事業者、個人等）、行政（地域振興センター等）が連携して、地域の課題を把握・集約し、共に解決策を考え、地域自ら解決し、または政策提案する仕組みづくりを進める。	平成 20 年度
身近な地域での出会いの場づくり	地域の課題解決力の向上を図るため、県民交流広場事業の活用など身近な地域（連協単位等）での出会いの場づくりを通じて、地縁型市民活動団体やテーマ型市民活動団体など様々な主体のネットワークづくりを進める。	平成 20 年度

(2) 地域活動団体の育成・支援

取組方針

市民参加・参画の意識づくり

職員の意識づくり

市民活動の展開のための側面的支援

市民が市民活動を支援する仕組みづくり

【取組の視点】

今後、協働の取組をさらに広げていくためには、今まで縁のなかった市民が新たにまちづくりに参加することや、協働の考え方に基づく取組が行政の様々な分野にまで拡大・浸透することが求められていることから、若い世代や団塊の世代をはじめ、より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発や、協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくりなどの取組を進める。

また、活発化しつつある市民の自主的な活動への支援を充実するため、市民活動の展開のための側面的支援に向けた取組を進めるとともに、事業者が市民活動を支援するなど、市民が市民活動を支援する仕組みづくりに向けた取組を進める。

主な項目	取組内容	実施時期
協働に関する市民意識の啓発	まちづくりへのより多くの市民参加を促進するため、協働や市民活動について、市民意識を啓発する学習会・講座、活動事例紹介などを実施する。	平成 20 年度
職員研修の充実	職員の協働や市民活動についての理解を深めるため、ボランティア体験型研修を拡充するとともに、市民との合同研修を実施するなど、職員研修の充実を図る。	平成 20 年度
協働推進担当職員の配置	職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置する。	平成 20 年度
公募制補助金制度の充実	広域的または身近な地域で活動している市民活動団体を側面的に支援するため、公募制の補助金制度を充実する。	平成 20 年度

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

取組方針

様々な段階での市民参加・参画の機会の充実

市民からの提案を実現するための仕組みづくり

行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実

【取組の視点】

市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力は向上してきており、今後はさらに、そうした意識の高まりや力を最大限に活用していくことが求められる。

こうしたことから、より多くの市民の知識と経験を市政に生かすことができるよう、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めるとともに、地域課題等について、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、共に解決していくなど、市民からの提案を実現するための仕組みづくりに向けた取組を進める。

併せて、地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備など、行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実のための取組を進める。

主な項目	取組内容	実施時期
Eメールによるアンケートの充実	市政への市民参加を促進するため、インターネットを活用し、市民の意識や考えを迅速に把握するEメールによるアンケートの充実を図る。	平成20年度
市政サポーター制度の実施	知識、経験を生かし、市の事業を支える市政サポーターを市役所を皮切りに配置し、順次活躍の場を広げていく。	平成20年度
市民による協働の取組の検証	協働の取組を市民が検証する場を設ける。	平成20年度

(4) 情報公開と情報の共有

取組方針

行政情報の積極的な公開・提供

市民活動に関する情報の収集・発信

【取組の視点】

これまでも行政情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできたが、今後はさらに、市民活動などに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要がある。

こうしたことから、引き続き、行政情報の積極的な公開・提供に向けた取組を進めるとともに、市民活動に関する情報の収集・発信に向けた取組を進める。

主な項目	取組内容	実施時期
まちづくりに関する情報の共有化	まちづくりに関する情報について、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めるため、次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 市報、ホームページ等の充実・ 市民活動発表会の開催・ 公共施設等を活用した情報の発信・ 市民活動情報の集約	平成 20 年度

4 目標3 「行政経営システムの構築」

(1) 予算編成システムの改革

取組方針

決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築

【取組の視点】

本プランで目指す財政の健全化、「財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を達成するためには、職員全体に徹底したコスト意識を醸成する中で、市民ニーズや行政効果、緊急性等の優先度合いを的確に把握し、事務事業の重点化、戦略化を推進していくことが重要である。したがって、事業実施部門の知恵と工夫を最大限に生かし、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討する。

あわせて個々の事業の目的や課題の再確認と成果を評価することにより改革改善を行い、より効果的な行政運営を目指すため、事務事業評価システムをはじめとする行政評価を予算編成や決算審査に活用するなど、事業の再構築が促進される予算編成システムを構築していく。加えて改革改善運動など行政運営の中にPDCAサイクルを定着させる取組についても継続して実施する。

また、公会計の整備については、地方分権の進展に伴い、地方の自己決定権が今後ますます拡大するとともに、公平性の確保と透明性の向上に関する重要性が増す中で、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」等に基づき、平成20年度決算からの公表を目途に、公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの財務諸表の整備を図っていく。

主な項目	取組内容	実施時期
予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進める。 ・各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みの検討 ・行政評価を予算編成、決算審査に活用 ・公会計の整備	平成20年度 ～

(2) アウトソーシングの推進

取組方針

適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用

【取組の視点】

アウトソーシングについては、これまでも民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、行財政運営の減量化、効率化や市民サービスの向上などを図るという観点から、順次取り組んできたが、硬直化した財政構造の是正に資するため、また、団塊の世代の大量退職に備えるため、法令等により、行政がサービスの提供主体でならないものを除き、全ての事務事業を点検・検証し、労働者派遣法等関係法令を遵守して適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用を図る。

さらに、アウトソーシングについては、市民や地域団体等の活動の活性化を図り、地域の力を高める機会として、また、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも検討を進める必要がある。

加えて、公共サービスの質の維持・向上や経費の節減を図る一つの手法として、国の規制改革の動向などを見据える中で、市場化テスト導入の可能性を探っていく。

主な項目	取組内容	実施時期
市報あまがさき編集業務の見直し	専門的スキル・知識を有する人材派遣を導入することにより、編集業務の安定化を図るとともに、行政運営の効率化・減量化を図る。	平成 20 年度
巡回郵便業務及び文書集配業務の見直し	巡回郵便については、郵便局を利用しているが、業者選定に入札等の方法を導入するとともに、直営で行っている集配業務についても併せて委託する。	平成 20 年度
庶務事務センターの設置	人事給与関連業務について、新たなシステム構築を行うとともに、業務の一部を集約化し、派遣職員等を活用することによって、内部事務手続の簡素・効率化と組織のスリム化を実現する。	平成 21 年度 ～

(3) 指定管理者制度の推進

取組方針

公の施設における指定管理者制度の推進及び公募の拡大

【取組の視点】

法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除き、本市の全ての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを検討する中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入による効果が見込める施設について、積極的に指定管理者制度の導入を検討していく。

また、非公募により指定管理者制度を導入した施設については、2期目以降の指定管理者の選定にあたり、公募の拡大を図る。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討	直営により管理している公の施設のうち、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入による効果が見込める施設について、指定管理者制度の導入を検討していく。 (対象施設) ・ 図書館、公民館、地区会館など	-
外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、公募の拡大を図る。 (対象施設) ・ 身体障害者デイサービスセンター ・ 老人福祉センター ・ すこやかプラザ ・ 有料公園施設(橘・小田南公園内) ・ 軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内)	平成21年度

(4) 組織の見直し

取組方針

組織体制の簡素・効率化等の推進

組織課題や時代に対応した組織体制の整備

【取組の視点】

組織体制の簡素・効率化等の推進

自治体を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定や市民サービスの提供が可能な組織の仕組みが求められるようになってきていることから、簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを行う。

主な項目	取組内容	実施時期
組織体制の簡素・ 効率化の推進	現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、下位への権限委譲を行うことで、組織構造を改革するとともに、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行う。 これに伴う管理職の削減について、計画期間中の退職者の約半数の削減を目標に取り組んでいく。また、組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行う。	平成20年度 ～

組織課題や時代に対応した組織体制の整備

新たな組織体制に必要とされる職員像を明確化し、個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、組織目標の実現に向け可能性を最大限に発揮できる新たな人材育成計画を策定するとともに、職員の能力や努力の成果を正当に評価し、人事や給与に反映する新たな人事システムを構築することにより、少数精鋭型組織にふさわしい職員を育成する。

また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していくため、組織の弾力的な運用を行う。

主な項目	取 組 内 容	実施時期
組織課題や時代に対応した組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していく。 ・ 職員の能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていく。 ・ 新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築する。 	平成 20 年度 ~

第4章 改革の推進にあたって

1 市民への説明と透明性の確保

本プランの策定にあたっては、策定初期の段階から、市民意見を反映するための取組の一つとして市民懇話会を設置し、取組を進めてきた。

今後、プランを公表するにあたっては、市報やホームページ等による広報をはじめ、地域等への説明会を開催し、積極的な情報提供に努めるとともに、市民意見公募手続（パブリックコメント）により、広く市民からの意見を受け、提出された意見と市としての考え方を公表する中で、次年度予算案に反映し、取組を具体化していく。

また、市民の日常生活に影響を及ぼすような項目については、必要に応じて、市民との意見交換会等や市民アンケートを実施するなど、市民への説明と透明性の確保に積極的に努める。

2 4つの指標の公表

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、市民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況が極めて厳しい中で、市民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について、より積極的に情報を開示することが求められている。

このような中で、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公営企業や第三セクターを含めた連結ベースでの財政状況を把握し、財政破綻を早期の段階で食い止めることを視野に入れた、財政の健全性を判定するための4つの指標を公表していく。

（4つの指標）

- ・実質赤字比率（実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ・連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ・実質公債費比率（公営企業への元利償還金の繰出しを含めた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率）
- ・将来負担比率（公社、出資法人等を含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

3 改革改善の取組の進ちよく状況の公表

プランの取組を実効あるものとするため、改革改善項目については、事務事業評価システムなどを活用しながら、進行管理を毎年度行い、進ちよく状況をホームページ等で広く市民へ公表する。

4 収支見通しの時点修正

社会経済状況や国・県の動向など、歳入・歳出にわたって変動要因を抱えていることから、収支見通しについては、毎年度の予算編成等を踏まえ、時点修正を行うものとする。

第5章 改革改善項目一覧表

- 改革改善項目の記載方法等 -

1 項目掲載順序

- ・取組方針ごとに掲載

2 単位

- ・効果額については、一般財源ベースで四捨五入により百万円単位で表示している。また、四捨五入により効果額が百万円に満たないものは、「0」で表示している。なお、検討段階等により効果額の算出ができないものについては、「-」と表示している。

3 算定方法

- ・原則として、平成20年度事業費をベースに算定している。

4 表記

- ・効果額の計算については、累積効果額ではなく、単年度効果額を計上している。また、不動産売払収入や投資的経費のような、一時的に見込まれる経費については、計上していない。

例えば、20年度に1億円の改善効果が出る場合、経営再建プログラムでは、1億円×5年=5億円(累積効果)と記載していたが、本プランでは1億円と記載している。

5 人件費

(1) 改革改善効果額

- ・人件費削減効果が見込めるものは、その人件費を平均給与額(職員1人当たり@9,101千円)で積算している。
- ・各個別の項目において、効果額を計上するとともに、「24職員定数の削減」においても効果額を一括計上し積算している。

(2) 構造改善効果額

- ・平成20年度～24年度の収支見通しで、新陳代謝効果(職員の退職に伴い人が入れ替わる<退職 新採>ことにより、人件費の削減が見込めること)を既に加味しているため、人件費削減効果が見込めるものは、その人件費を新規採用職員給与額(@3,609千円)で積算している。
- ・各個別の項目において、効果額を計上し積算している。

6 その他

- ・平成21年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。
- ・事業概要については、原則として平成19年度の内容を記載している。
- ・県行財政構造改革に係る項目については、本プランでは計上していない。

今後、取組を進める中で、項目を追加していく。

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
1	収入率の目標数値の設定(市税)	1 対象 納税義務者 2 意図 市税歳入の確保 3 手段 督促状、催告書の送付、徴収嘱託員による集金等 4 その他 税務部の取組として、納期ごとに市内各ターミナルで街頭PRによる納税意識の啓発を実施するとともに、年末及び出納整理期間中に管理職による臨戸徴収を実施している。 現年課税分収入率 97.9% (平成19年度予算) 5 19年度市税 79,436百万円(現年課税分予算額)	1 改善内容 平成20年度から、徴収嘱託員等を活用し、滞納事案への早期着手及び分割納付の履行管理等年度内完納に向けた取組を強化するとともに、コンビニ収納の実施や口座振替の利用を一層促進することで、現年課税分の収入率を毎年0.1%ずつ向上させ、98.4%を目標とする。 滞納繰越分についても、給与や動産等の差押え強化、インターネット公売の実施、タイヤロックの活用等により一層効率的、効果的な滞納整理に取り組む。 これらの取組の実現に向け、徴収嘱託員を含めた滞納整理の体制や組織についても見直しを行う。 【参考】現年課税分収入率の目標数値 平成20年度 98.0% 平成21年度 98.1% 平成22年度 98.2% 平成23年度 98.3% 平成24年度 98.4% 2 改善理由 現年度中の歳入を最大限確保するとともに、滞納の累積を抑止するため。 3 実施時期 平成20年度	419	419
2	収入率の目標数値の設定(保育所保育料)	1 対象 保育所入所児童の保護者 2 意図 保育料歳入の確保 児童福祉法第56条第3項(抜粋)「市町村の長等は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」 3 手段 市町村において定める保育所徴収基準額表に基づき、保育所入所児童の保護者の前年分の所得税額等に応じて保育料を決定する。 4 19年度保育料 1,475百万円(現年度分予算額)	1 改善内容 平成18年度現年度分決算の収入率は97.5%であるが、平成8年度以降で決算時に一番高い収入率が98.3%であることから、平成20年度以降の現年度分保育料の収入率を98.3%に目標設定し、以下の対策を講じる。 (対策) 収入促進員による指導強化 公立保育所長による指導強化及び法人保育園長への指導強化依頼 口座振替制度の加入促進 滞納整理強化月間の設定・夜間電話催告の実施 滞納者への個別面談・納付指導・徴収差押え等の滞納処分 2 改善理由 収入率の向上を図り、財源を確保する。 3 実施時期 平成20年度	2	2
3	収入率の目標数値の設定(市営住宅家賃)	1 対象 尼崎市営住宅の入居者 2 意図 家賃歳入の確保 3 手段 指定管理者に収入業務を委任している。 4 19年度市営住宅家賃 2,858百万円(現年度・過年度分予算額)	1 改善内容 指定管理者に対し、目標収入率を現年度・過年度併せて87.9%と定め取組中。 2 改善理由 収入率の向上を図り、財源を確保する。 3 実施時期 平成19年1月から指定管理者制度を導入し、4月より収入率を設定。	-	-
4	インターネット公売	1 対象 差し押さえた滞納者の財産 2 意図 公売代金を滞納額に充当する。 3 手段 不動産について期日入札を実施している。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 インターネット公売を導入する。 多くの自治体で実績のあるヤフーによるインターネット公売に加入する。 2 改善理由 広く、多くの入札者の参加を促すことができ、高値での落札が期待できる。 3 実施時期 平成19年度	-	-

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
5	市税のコンビニエンスストア収納の実施	1 対象 納税者 2 意図 市税の収納 3 手段 本庁、サービスセンター、銀行、郵便局での窓口納付と口座振替により収納している。 4 事業費(一般財源) 収納手数料 (郵便局・口座振替) 11百万円 収納整理業務委託料 26百万円 合計 37百万円(37百万円)	1 改善内容 コンビニエンスストアでの市税収納を実施する。対象税目は、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等とする。 2 改善理由 納税窓口及び納税機会を拡大し、納税者の利便性と市税収入率の向上を図る。 3 実施時期 平成19年度	-	-
6	市税滞納者に係る差押えの強化	1 対象 市税滞納者 2 意図 納付の意思が見られない滞納者の財産を差し押さえることにより、市税を強制的に徴収する。 3 手段 滞納者の財産(動産、給与等支払請求権)を差し押さえる。 4 その他 動産の差押えは、費用対効果の面から、近年実施していなかった。 5 事業費(一般財源) -	1 改善内容 これまで、不動産や債権を重点に差押えを行ってきたが、今後は、タイヤロックの活用による自動車の差押えをはじめとする動産の差押えにも取り組む。 また、給与等所得を有する市税滞納者に対する滞納整理を強化する。 2 改善理由 動産の差押えの実施を積極的にPRしていくことで、新規滞納の抑制及び既滞納案件の進捗が期待できる。 また、給与等の差押えは、租税債権を効率的かつ効果的に取り立てることができ、公務員をはじめとする給与所得を有する市税滞納者に対して早期に滞納処分を実施することにより、市税収入率の向上を図る。 3 実施時期 平成19年度	-	-
7	納税催告センターの設置	1 対象 市税滞納者 2 意図 滞納となった市税に対する早期着手の取組を充実・強化することにより、市税収入率の向上を目指し、新規滞納の抑制を図る。 3 手段 現年課税分のうち、督促状送付後になお未納である納税者を対象に電話による納税催告等を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 民間事業者を活用した電話による納税催告業務等を新たに実施する。 2 改善理由 他都市において取組実績があり効果が期待できる電話による納税催告業務等を実施し、市税収入率の向上と新規滞納の抑制を図る。 3 実施時期 平成20年度	-	-
8	国民健康保険料収納業務の一部事務の見直し	1 対象 国民健康保険料滞納者 2 意図 国民健康保険料推進員により滞納額分の徴収を行う。 3 手段 嘱託員として雇用 4 事業費(一般財源) 122百万円(122百万円)	1 改善内容 徴収専門業者への一部委託を試行的に導入する。 2 改善理由 法改正に伴い、私人による保険料の徴収が可能になったことから、推進員体制と徴収専門業者への委託との費用対効果判定を図るため。 3 実施時期 平成20年度	3	3
9	広告事業の推進	1 対象 印刷物、市ホームページ、その他の資産 2 意図 市民等への周知、行政サービスの提供 3 手段 郵送等による 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって新たな財源を確保する。 2 改善理由 広告料収入を市が行う事業に充当し、市民サービスの向上を図るため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施	34	34

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
10	公有財産の有効活用	1 対象 公有財産(市有地)尼崎市東七松町1丁目5番(面積:3,717.25㎡) 2 意図・手段 公有財産の有効活用 3 事業費(一般財源) -	1 改善内容 現在、空き地となっている市有地について、「無人時間貸駐車場」を経営する業者に貸し付け、地代収入を得る。 2 改善理由 公有財産の有効活用を図るため。 3 実施時期 平成20年度	7	7
11	使用料・手数料の算定方式の検証	1 対象 使用料・手数料 2 意図 受益者負担の適正化 3 手段 原価計算の考え方や積算基準等の整理を行い、適正な使用料・手数料を算定する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 指定管理者制度の導入や業務委託化及び既委託事業のコスト見直し、等の効果を検証・反映させたい。誰にもわかりやすい原価計算の考え方や積算基準等を整理して、より適正な使用料・手数料の算定に資する。 2 改善理由 経営再建プログラムの取組、指定管理者制度の導入、業務委託化及び定数削減の効果等を反映させ、原価率の適正化を図るため。 3 実施時期 検討期間 平成19、20年度 実施時期 平成21年度	-	-
12	保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し	1 対象 保育所入所児童保護者 2 意図 保育所保育料体系については、国基準を基本とする枠組みを維持しながら、保護者の負担能力に配慮しつつ、応能負担から応益負担の方向に移行する。 3 手段 平成15年度に決定した本市の保育料体系を踏まえ、年次的に保育料表の改定を行い、19年度に到達した。 4 19年度保育料 1,475百万円(現年度分予算額)	1 改善内容 平成15年度に見直した本市の保育料体系について、平成20年度に評価を行い、今後の体系及び保育料額のあり方について検討する。また、兄弟減免や長期欠席減免、保育料算定における住宅取得控除等の保育料軽減策について見直す方向で併せて検討する。評価するにあたっては、市民・学識経験者による会議体を設置する。 2 改善理由 現在の保育料体系は、平成19年度に最終の形に到達するように経過措置を設けながら15年度に定めたものであるが、その後の社会経済情勢の変化や市民の所得状況などを踏まえ、国基準の枠組みの中で、体系や保育料額等について一体的に評価を行う必要がある。また、保育料軽減策について今日的な視点から評価し、見直す方向で検討する。 3 実施時期 平成20年度 保育料体系等の評価、見直しの検討 平成21年度 保育料体系、減免、保育料算定の見直し	-	-

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
13	弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し	<p>1 対象 弥生ヶ丘墓園使用者</p> <p>2 意図 墓参者が先祖の霊を心安らかに慰霊できる癒しと憩いの場を提供する。</p> <p>3 手段 25年分を永代管理料として墓地使用開始時に徴収し、それを財源にして墓園内の清掃や除草等の維持管理を行っている。</p> <p>4 その他 弥生ヶ丘墓園の管理料については、昭和42年以降は25年分を永代管理料として墓地使用開始時に徴収してきたが、以前から満杯状態で、最近では5年に1度程度少数の募集しかできない状況になっている。 また、現在の使用者中すでに25年を超過した人が大半を占める中、過去に徴収した管理料の財源的価値は希薄になっている。 一方、当園は設置から50年を経過しており園内各所の老朽化が目立つなどのため、管理状態の改善を図る必要性が高まっている。</p> <p>5 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 年管理料制に移行することで現実に即した受益者負担の仕組みにし、管理状態を改善する。</p> <p>2 改善理由 墓地使用開始時に徴収した永代管理料では、現状必要とする墓園の維持管理が十分に行えないこと、また、受益者負担の適正化の考えから、墓地使用者には、必要な維持管理経費について応分の負担を毎年度してもらう仕組みに変更する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 墓園条例改正予定 平成21年度 年管理料制開始予定</p>	-	-
14	斎場使用料の見直し	<p>1 対象 弥生ヶ丘斎場使用者</p> <p>2 意図 弥生ヶ丘斎場を人生終焉の場にふさわしい荘厳さのある施設として維持していく。</p> <p>3 手段 施設の管理運営のため、斎場使用者に対し、以下の使用料を徴収している。 大人11,000円 小人5,500円 死産児2,750円 胞衣等1,300円 (ただし市外者は10割増し)</p> <p>4 19年度使用料 44百万円</p>	<p>1 改善内容 火葬炉運転に要する人件費などの積算に基づいた額に見直す。</p> <p>2 改善理由 原価に比べて相当低い使用料設定となっているため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度 20年度決算に基づき使用料改定検討 平成22年度 使用料改定予定</p>	-	-
15	保健所使用料の見直し(市外加算)	<p>1 対象 保健所(一般健康相談事業)利用者</p> <p>2 意図 就業や就学等に係る健康診断や公的診断書作成のために保健所を利用した者に対し、自己負担を徴する。</p> <p>3 手段 尼崎市保健所使用料及び手数料条例に基づき、診療報酬点数表により算定した額の8割に相当する額の範囲内で使用料を徴収する。</p> <p>4 19年度保健所使用料 25百万円(一般健康相談事業に係るもの)</p>	<p>1 改善内容 市内在住、在勤及び在学者(以下「住民」という)以外の者が就業、就学等に係る健康診断や公的診断書作成のために保健所を利用した場合、従前の料金に含んでいなかった初診料、各種検査判断料の8割相当額を加算して保健所使用料を徴収する。</p> <p>2 改善理由 現在は住民以外の者に対しても同等の料金で、同等のサービスを提供しているため、住民以外の利用者に対して、新たに料金設定をし、財源を確保する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	7	7
16	市営住宅空家募集回数増	<p>1 対象 尼崎市在住・在勤者で住宅に困窮している入居希望者</p> <p>2 意図 年1回、市営住宅の新規入居者を決定する。</p> <p>3 手段 募集パンフレットの作成・配布</p> <p>4 その他 平成19年度は7月募集 11月入居の予定</p> <p>5 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 県営住宅(4月・10月募集)や近隣都市並に年2回の空家募集を行い、入居事務サイクルの短縮を図る。</p> <p>2 改善理由 入居希望者に対するサービスの向上を図り、空家のストックを有効活用するため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	34	34

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
17	市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、保守管理業務等を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 平成15年度から取組方針に基づき、駐車場の整備を行うとともに駐車場使用料の徴収を順次行っているが、一部の市営住宅において駐車場整備工事及び駐車場使用料の徴収が未実施の状況にあるため、早期実施に向けて、引き続き取組を進める。 2 改善理由 受益と負担の原則や公平性・公正性の視点から使用料を徴収し、財源の確保を図るため。 3 実施時期 平成20年度 駐車場整備工事 平成21年度 使用料の徴収	38	38
18	市営住宅空き駐車場の有効活用方策の調査・検討	1 対象 市営住宅駐車場 2 意図 - 3 手段 入居者のみに使用許可を行っている。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 空き区画が多くなっている災害復興公営住宅の駐車場について、入居者以外への使用に係る調査・検討を行う。 2 改善理由 市営住宅駐車場の有効活用を図るため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
19	無料公園施設の有料化	1 対象 西向島公園野球場、猪名川公園野球場及びテニスコートの施設利用者 2 意図 公園施設を公平に利用できるように市が利用調整を行う。 3 手段 利用する日の1ヵ月前から電話で先着順に利用申込みを受け付ける(先着順)。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 現行の有料公園施設に近い機能を有している西向島公園野球場、猪名川公園野球場及びテニスコートについて、一体的な管理運営体制を確立し、有料公園施設として施設利用者から使用料を徴収する。 2 改善理由 公園施設の適正利用を図るとともに、公園施設利用者に対して適正な受益者負担を求めるため。 3 実施時期 平成20年度	1	1
20	市立幼稚園保育料の見直し	1 対象 市立幼稚園在園児の保護者 2 意図 保育サービスに対する受益者負担として毎月一定額を徴収する。 3 手段 年間90,000円(月額7,500円) 4 19年度保育料 101百万円	1 改善内容 保育料を年間109,200円(月額9,100円)へ改定する。 2 改善理由 受益者負担の視点から、阪神間他都市の状況等を踏まえ、保育料を改定する。 3 実施時期 平成21年度 ただし、経過措置として5歳児は平成22年度から	22	22

1-(1)財源の確保

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
21	減免制度の見直し	<p>1 対象</p> <p>ア 私立幼稚園、相続税物納者、兵庫県信用保証協会</p> <p>イ 指定水路を使用する市民、事業者</p> <p>ウ 生活保護世帯、母子家庭世帯、独居老人世帯、障害者のいる世帯、寝たきり老人のいる世帯、失業世帯、被災者世帯</p> <p>2 意図</p> <p>ア 市税</p> <p>イ 土地水面使用料</p> <p>ウ 下水道使用料</p> <p>3 手段</p> <p>ア 固定資産税、都市計画税の減免</p> <p>イ 幅員2m以下免除</p> <p>ウ 基本使用料の半額(1期576円)を減免(失業世帯及び被災者世帯は全額)</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>ア 80,761百万円(市税)</p> <p>イ 55百万円(土地水面使用料)</p> <p>ウ 6,479百万円(下水道使用料)</p>	<p>1 改善内容・改善理由</p> <p>ア 法人設置でない私立幼稚園を対象とする減免は、当初の政策目的を果たしたとの観点から、また、相続税物納者を対象とする減免は、公共性、公益性を担保するものではないといった観点から廃止。兵庫県信用保証協会を対象とした減免は、現行制度の必要性などを検証する中で、今日的な視点から廃止を含め検討。</p> <p>イ 阪神間他都市等の状況により、4m以下を減免。</p> <p>ウ 下水道普及率がほぼ100%となった現在、下水道利用促進策としての制度の役割を果たしたため、今日的な視点から減免の廃止。</p> <p>2 実施時期</p> <p>平成21年度</p>	76	76
22	企業立地促進法の取組	<p>1 対象</p> <p>企業</p> <p>2 意図</p> <p>企業立地の促進を図る。</p> <p>3 手段</p> <p>地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画の策定を行い、国の同意を得て、支援策を活用する。</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>-</p>	<p>1 改善内容</p> <p>企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、支援策を活用する。</p> <p>2 改善理由</p> <p>市内への企業立地をより一層促進するため。</p> <p>3 実施時期</p> <p>平成20年度</p>	-	-
23	実態に見合った地方交付税の確保	<p>1 対象</p> <p>地方交付税</p> <p>2 意図(国の制度内容)</p> <p>地方公共団体間の税源の不均衡を調整し(財源調整機能)、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する(財源保障機能)。</p> <p>3 手段(国の制度内容)</p> <p>地方交付税総額の94%を普通交付税、6%を特別交付税として、それぞれ各団体ごとに一定の方法で算定した額を交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>当初予算:地方への交付総額15.2兆円</p> <p>尼崎市地方交付税110.3億円</p>	<p>1 改善内容</p> <p>実態に見合った地方交付税の算定について、国・県に対し要望等を行う。</p> <p>2 改善理由</p> <p>地方交付税で財源措置される様々な経費の中でも、特に法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かないような経費などについては、実態に見合った適切な算定がなされるべきであるが、例年、大幅な乖離(不足)が生じており、財政運営上の大きな支障となっている。</p> <p>3 実施時期</p> <p>平成20年度 各年度の算定状況に応じて、随時実施</p>	-	-

1-(2)人件費の抑制

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
24	職員定数の削減	1 対象 全職員 2 意図 職員定数の削減を行うことにより人件費を抑制するとともに、組織の維持・向上を図る。 3 手段 ・定数削減目標を設定し、事務事業の見直し、業務の民間委託化、執行体制の効率化を図る。 ・職員採用の計画的取組を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 職員定数について、今後の行政需要(業務の廃止や見直し、新規事業への対応)、採用数(人材の確保)や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、事業分野別の類似都市との比較、今後の人件費比率の推移への対応等を退職動向と併せて勘案する中で、平成20~24年度の5か年で500人を目標に削減に取り組んでいく。 2 改善理由 職員の大量退職に伴い、少数精鋭を基本とした組織の維持・向上を図るため 3 実施時期 平成20年度から順次実施する	4,551	917
25	給料の水準の見直し	1 対象 平成20年度以降採用職員 2 意図 初任給基準の1号引下げ及び昇格資格基準を見直し、給与水準の適正化を図る 3 手段 本市独自による昇格基準年数及び初任給基準による 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 国の制度を基本とし、昇格基準年数及び初任給の見直しを行う。 2 改善理由 国基準を上回る制度について、改善を実施していくため。 3 実施時期 平成20年度	56	56
26	住居手当の見直し	1 対象 全職員 2 意図 住居所有区分に応じた手当を支給する。 3 手段 持家 6,000円/月 借家 27,000円以下/月 4 事業費(一般財源) 267百万円(267百万円)	1 改善内容 国の制度を基本として見直す。 2 改善理由 国基準を上回る制度について、改善を実施していくため。 3 実施時期 平成21年度以降	130	130
27	通勤手当の見直し	1 対象 全職員 2 意図 交通機関及び交通用具に応じた通勤手当を支給。 3 手段 交通用具等使用(1km以上2km未満) 4 事業費(一般財源) 276百万円(276百万円)	1 改善内容 国の制度を基本とし、交通用具等使用のうち1km以上2km未満の通勤手当を廃止する。 2 改善理由 国基準を上回る制度について、改善を実施していくため。 3 実施時期 平成20年度	7	7
28	期末・勤勉手当の見直し	1 対象 全職員 2 意図 民間の賞与等に相当する手当として支給する。 3 手段 役職者加算及び休職期間、期間率 4 事業費(一般財源) 6,441百万円(6,441百万円)	1 改善内容 国の制度を基本とし、期末・勤勉手当に係る役職者加算等の改定を行う。 2 改善理由 国基準を上回る制度について、改善を実施していくため。 3 実施時期 平成20年度	137	137
29	給与削減措置の実施	1 対象 全職員 2 意図 職員の勤務の対価として支給する。 3 手段 給与条例に基づき支給 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 本市の厳しい財政状況のもと、特別職、一般職に対して、地域手当等の給与削減措置を実施する。 2 実施時期 平成20年度	383	-

1-(3)負債の抑制

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
30	土地開発公社経営健全化計画の取組	<p>1 対象 土地開発公社</p> <p>2 意図 公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、必要な事業用地の先行取得を行う。</p> <p>3 手段 事業計画を勘案しながら、公社を活用し先行取得を行う。</p> <p>4 その他 公社保有額(借入金ベース) 平成12年度末 637億9百万円 平成17年度末 257億68百万円</p> <p>5 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。 また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充する。</p> <p>2 改善理由 土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立する。</p> <p>3 実施時期 公社経営健全化計画 第1次:平成13年度～17年度 第2次:平成18年度～22年度</p>	-	-
31	高金利の政府系資金の繰上償還、借換	<p>1 対象 過去に発行した市債</p> <p>2 意図 将来金利負担の低減</p> <p>3 手段 高金利の政府系資金借入金の繰上償還、借換</p> <p>4 その他 対象となる政府系資金:旧大蔵省資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金</p> <p>5 事業費(一般財源) (参考)一般会計における公債費のうち市債利子 4,315百万円(4,315百万円)</p>	<p>1 改善内容 過去に借り入れた一定利率以上の政府系資金について、繰上償還、借換を行うことにより、将来金利負担の低減を図る。</p> <p>2 改善理由 将来負担低減により、行財政構造改善に寄与する。</p> <p>3 実施時期 平成19～21年度(借換期間)</p>	35	35

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
32	公衆・公園等便所清掃業務の見直し	<p>1 対象 市内184カ所の公衆・公園等便所</p> <p>2 意図 不特定多数の人が利用する公衆・公園等便所を衛生的で快適に使用できるよう適正に維持管理する。</p> <p>3 手段 再任用職員及びOB嘱託員等により、8台の車両で184カ所の公衆・公園等便所等を清掃(1日の延べ清掃回数220回)</p> <p>4 その他 便所の内訳 駅前などの公衆便所11、公園便所172、田能資料館1カ所</p> <p>5 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p>	<p>1 改善内容 公衆便所のあり方、存続、廃止についての判断を行う。 存続させるものについて、衛生的で快適さが確保できるような維持管理の方法やマナーの向上策について検討を行う。</p> <p>2 改善理由 施設の老朽化などにより、今後、維持・補修等の管理経費の増大が見込まれることから、施設の利用実態や今日的な視点を踏まえ、効率的な事業運営を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から検討・実施</p>	-	-
33	し尿等処理方法の見直し	<p>1 対象 し尿・し尿浄化槽汚泥</p> <p>2 意図 市民等の生活環境及び公衆衛生の保全を図る。</p> <p>3 手段 し尿処理施設(パルス燃焼乾燥処理装置)で、し尿等に混入されている夾雑物の除去後、乾燥処理及びその乾燥物を焼却処理し、し尿等を適正に処理する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 99百万円(99百万円)</p>	<p>1 改善内容 し尿・し尿浄化槽汚泥の処理設備が老朽化により更新時期を迎えているが、当該設備を更新せず公共下水道施設を活用する方向で検討を進める。</p> <p>2 改善理由 近年のし尿・し尿浄化槽汚泥の搬入量の推移、設備の更新費用や他の処理手法を内部検討し、現在のところ下水道施設を活用する方法が最も経済性・効率性に優れていると判断した。</p> <p>3 実施時期 平成21年度 し尿・し尿浄化槽汚泥の下水道施設への投入開始予定</p>	41	41
34	市民課窓口業務の検証	<p>1 対象 市民等</p> <p>2 意図 市民へのサービス及び利便性の向上を図る。</p> <p>3 手段 本庁市民課、3サービスセンター及び5証明コーナーにおいて住民異動届等の受付と各種証明書を交付。 また、時間外については電話予約により、本庁警備室、サービスセンター及び各地区会館において一部証明書を交付。ただし、サービスセンターにおいては土曜日窓口を開庁。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 市民課窓口全体の利用状況等の調査、検証を行い、取扱い業務の「継続」「縮小」「廃止」についての検討と方向性及びスケジュールを決定していく。</p> <p>2 改善理由 支所市民課等の統廃合後3年を経過する時期を契機に、市民の窓口利用状況等について調査・検証を実施することにより、より効率的な窓口業務のあり方を求める。</p> <p>3 実施時期 平成21年度末までに時間外窓口の見直しと証明書自動交付機の導入についての調査、検討</p>	-	-
35	総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し	<p>1 対象 地域住民及び周辺住民</p> <p>2 意図 同和問題をはじめとする人権問題の解決</p> <p>3 手段 人権が尊重される開かれたコミュニティセンターとして、青少年から高齢者までを対象とした各種事業を展開している。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 総合センターの施設、組織及び事務事業について、見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 総合センターについては、18年4月に各地区施設機能(老人福祉センター分館、青少年会館、公民館分館)を総合センターに統合したところであるが、機能統合後、1年以上を経過したことなどから、一定の検証を踏まえた上で見直しを行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次見直し</p>	84	40

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
36	まつば園の民間移管	<p>1 対象 18歳以上の知的障害者</p> <p>2 意図 重度の知的障害者を日々、保護者のもとから通所させて日常生活等の指導訓練を行う。</p> <p>3 手段 重度知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導及び作業訓練等を行う。</p> <p>4 その他 通所者 定員45人(H19.4.1現在 42人) 規模等 ・敷地面積 661.15㎡ ・建物延床面積 669.77㎡ (鉄筋コンクリート2階建) ・オープン 昭和58年5月1日</p> <p>5 事業費(一般財源) 138百万円(93百万円)</p>	<p>1 改善内容 老朽化しているまつば園の施設を整備する。(60人定員) まつば園を社会福祉法人に移管する。</p> <p>2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、社会福祉法人に移管することにより、効率的な運営を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 施設整備(法人が整備) 平成21年度 開設(移管)</p>	72	1
37	保育所の環境改善及び民間移管	<p>1 対象 保育に欠ける就学前児童</p> <p>2 意図 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、保護者が安心して子育てと仕事の両立を図れる環境づくりを推進する。</p> <p>3 手段 保育事業の円滑な実施推進、障害児保育、延長保育等の実施 保育材料の購入と給食の実施 公立保育所の維持管理 30所(プレハブ10所、鉄筋20所) H19.4.1現在 児童定員 2,430人 児童入所者数 2,109人 (H19.4.1現在) 0歳(37人) 1歳(248人) 2歳(398人) 3歳(462人) 4歳(485人) 5歳(479人) 保育時間 午前7時30分～午後6時30分(11時間保育)、午前7時からの早朝保育や午後7時までの延長保育有り(別料金)</p> <p>4 事業費(一般財源) 30所H19予算ベース 4,092百万円(3,593百万円)</p>	<p>1 改善内容 鉄筋コンクリート造り保育所を中心に保育環境の改善を図り、社会福祉法人への移管を進める。</p> <p>2 改善理由 民間活力を導入し、保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、効率的な保育所運営を行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 施設整備(法人が整備) 平成21年度 今福・大島保育所移管 (24年度までに8所 施設整備・移管) 【移管対象】 今福、大島、長洲、立花南、立花、浜、道意、尾浜保育所</p>	582	82
38	労働福祉会館、労働センターの施設のあり方の見直し	<p>1 対象 労働福祉会館、労働センター</p> <p>2 意図 勤労者の福祉の増進、教養文化の向上等を図る。</p> <p>3 手段 勤労者のための事業実施及び貸室を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 92百万円(63百万円)</p>	<p>1 改善内容 対象施設の再配置等について検討する。</p> <p>2 改善理由 施設が老朽化している現状や施設利用状況を踏まえ、対象施設の機能統合等により、より効率的な事業展開を図るため。</p> <p>3 実施時期 -</p>	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
39	尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管	1 対象 勤労市民 2 意図 勤労者福祉の増進と余暇の活用を図るための施設として設置した。 3 手段 勤労市民に自然と親しむレクリエーション活動の場等を提供する。 4 事業費(一般財源) 134百万円(82百万円)	1 改善内容 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターを公の施設としては廃止し、公募により民間企業等に移管する。 2 改善理由 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターは、勤労者の福祉と余暇の活用を図るための施設として昭和45年に建設されたが、民間における類似施設の充実や交通手段の発達による利用圏域の拡大、余暇活動の多様化などにより、行政がこうしたレクリエーション施設を維持管理する意義が薄れたため。 3 実施時期 平成21年度	77	71
40	魚つり公園施設の見直し	1 対象 魚つり施設利用者 2 意図 市民に安全で快適な魚つり場、憩いの場を提供し、余暇の活用にご寄与する。 3 手段 魚つり公園内の魚釣り施設(棧橋方式)において、使用料を徴収し、魚つりの場を提供する。 4 その他 平成18年度利用者数 29,954人 平成18年度収入 31,277千円 5 事業費(一般財源) 50百万円(20百万円)	1 改善内容 魚つり公園内の魚つり施設については、現在検討中の丸島地区埋立地全体の施設整備計画の中で、そのあり方を検討していく。 2 改善理由 利用者の減少等による大幅な収支乖離に加え、開園後25年経過し、施設が老朽化し、今後益々施設の塗装などの大規模改修経費が増大するため。 3 実施時期 ・平成20年度 見直し案市民意見公募手続(パブリックコメント) ・平成21年度 見直し実施 効果額は、魚つり施設を廃止した場合の概算額である。	26	26
41	市民プールの整理統合	1 対象 市民プール利用者 2 意図 市民に遊泳の場を提供し、余暇の活用や健康増進にご寄与する。 3 手段 7箇所の市民プールで、夏期間(7月15日~8月31日)に施設利用を提供する。 4 その他 平成18年度利用者数 105,366人 平成18年度収入 16,197千円 5 事業費(一般財源) 99百万円(83百万円)	1 改善内容 市民プールは芦原プールに集約し、北雁替プール以外の各地区プールは廃止する。 北雁替プールは改築後11年しか経過しておらず、収支率も他のプールと比べて高いため当分の間継続運営する。 廃止するプールの跡地は公園として整備していく。 2 改善理由 レジャーの多様化や民間事業者等によるプール整備が進展する中で、利用者が減少している。また、大幅な収支乖離に加え、施設の老朽化に伴い、安全確保に多額の建替・大規模改修経費が必要なため。 3 実施時期 ・平成20年度~ 平成20年度から6小学校プールを開放する。	33	33
42	市立全日制高等学校の見直し	1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校の生徒 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市単独で実施 4 事業費(一般財源) 2,388百万円(2,185百万円)	1 改善内容 平成17年度に策定した市立全日制高等学校教育改革実施計画をもとに、県との調整を図りながら、高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行う。 2 改善理由 適正規模、特色づくりを推進するため。 3 実施時期 平成20年度 新たな高等学校の建設工事(~21年度) 平成22年度 統合による新しい高等学校の設置 4 その他 平成20年度入試(平成20年2、3月)から入学者選抜制度の改編 効果額は同規模程度の高等学校との比較による概算額である。	358	149

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
43	市立定時制高等学校の見直し	1 対象 尼崎工業高等学校、城内高等学校の生徒 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市事業負担(教員は県費負担) 4 事業費(一般財源) 167百万円(152百万円)	1 改善内容 県立高等学校教育改革の計画と調整していくなど、適正化に向けて協議を進める。 2 改善理由 適正規模の推進を図る。 3 実施時期 -	-	-
44	市立幼稚園の見直し	1 対象 就学前児童 2 意図 幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 3 手段 18園 4 事業費(一般財源) 951百万円(808百万円)	1 改善内容 市立幼稚園のあり方について検討を行う。 2 改善理由 本市の幼児教育の振興及び運営体制の効率化を図るため。 3 実施時期 -	-	-
45	小学校給食調理業務の見直し	1 対象 小学校の児童、特別支援学校の児童・生徒 2 意図 心身の健全な発達及び食生活の改善 3 手段 自校単独調理場方式・直営方式 4 事業費(一般財源) 968百万円(968百万円)	1 改善内容 給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託する。 2 改善理由 給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の経済性・効率性を図る。 3 実施時期 平成19年度～ 給食室の整備 平成20年度～ 給食調理業務の委託 4 その他 ・衛生管理の徹底を図るため、ドライ化に必要な施設整備を行う。 ・給食内容の充実に必要な備品購入を行う。 ・整備時期は、夏休み期間中に行う。	62	311
46	行政協力員制度の見直し	1 対象 市民 2 意図 市民に対する市政広報を徹底するとともに、日常の市と住民との連絡を密にし、行政の円滑な運営を図る。 3 手段 各福祉協会から1人ずつ行政協力員を委嘱し、市政情報ポスターをコミュニティ連絡板に掲示してもらうとともに、各地域で市政に関するお知らせ等を回覧してもらう。行政協力員に対する報償費は均等割額(@10,000円/年)、及び世帯割額(@150円/年×担当世帯数)の合計額を支給する。 4 事業費(一般財源) 26百万円(26百万円)	1 改善内容 行政協力員制度の目的、代替方法等を市として検証し、見直しについて検討していく。 2 改善理由 より効果的かつ効率的な方法等を検証する必要があるため。 3 実施時期 -	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
47	文書発送方法の見直し	<p>1 対象 職員</p> <p>2 意図 市から送付する文書を一括して発送することにより事務の効率化を図る。</p> <p>3 手段 各種郵便割引制度を利用しながら尼崎郵便局及び尼崎北郵便局による集荷又は市役所内郵便局へ持ちこみにより発送している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 117百万円(組替分含む)</p>	<p>1 改善内容 バーコード付き郵便、配達余裕郵便の一層の促進、書籍小包等の宅配業者の利用など現行の文書発送方法を見直す。</p> <p>2 改善理由 発送方法の見直しにより経費の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	4	4
48	浄書等業務の契約方法の見直し	<p>1 対象 職員</p> <p>2 意図 庁内の浄書印刷業務等を集中化することにより事務の効率化を図る。</p> <p>3 手段 業者委託の方法により、受付から印刷、製本等の仕上げまでの一貫処理を実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 44百万円(44百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成18年度から随意契約の方法により民間業者に全面委託をしている印刷等業務の契約方法を見直し、競争原理が働く入札等の方法を導入することにより経費の削減を図る。</p> <p>2 改善理由 競争原理が働く入札等の方法を導入することにより経費の削減が図られる。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	4	4
49	事務の概要の廃止	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 事務事業ごとの執行内容を参考資料として議会に提出することにより、予算審議の一助に資する。</p> <p>3 手段 事務執行内容を暦年単位で記載し、予算書にあわせて議会に提出している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 92千円(92千円)</p>	<p>1 改善内容 事務の概要を廃止する。</p> <p>2 改善理由 各所属で作成した既存の資料等を議員等からの求めに応じ適宜提供することによって、各所属の統計情報等の暦年単位への再編集に係る業務の負担の軽減と、必要な情報の確かつ効率的な提供を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	0	0
50	職員貸与被服の見直し	<p>1 対象 被服貸与対象職員</p> <p>2 意図 被服着用により、業務遂行の安全性、衛生面の確保を図るとともに、公務能率の向上と健全な行政運営の確保を図る。</p> <p>3 手段 平成14年度から導入している点数制により、各職員に3年に1回の貸与を行っている。</p> <p>4 その他 貸与している被服の破損等による交換依頼に対しては、別途特別貸与を行っている。</p> <p>5 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p>	<p>1 改善内容 従来の仕様書にある、尼崎独自の仕様(染色方法、生地)やデザインを根本的に見直し、従来よりも機能的なデザインかつ安価な生地を使用しコストを削減するとともに、サイズ表の標準化及び細分化を行い、採寸者を大幅に削減する。また、発注方法を見直し、効率的な在庫管理が行えるよう検討する。</p> <p>2 改善理由 尼崎市独自の仕様を見直すことにより、従来よりも機能的なデザインや安価な生地を使用でき、経費削減が可能のため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	2	2

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
51	公用車運転業務の見直し	1 対象 副市長、教育長の公用車 2 意図 公務における送迎 3 手段 公用車運転業務を委託 4 事業費(一般財源) 32百万円(32百万円)	1 改善内容 副市長及び教育長の公用車を共用とし、用務等が重複した場合にはハイヤー・タクシーを使用する。 2 改善理由 実質運行時間等の稼働率が低下しているため。 3 実施時期 平成20年度	3	3
52	ごみの減量・リサイクルの推進	1 対象 焼却対象ごみ 2 意図 一般廃棄物処理基本計画に基づき、焼却対象ごみの減量とリサイクルシステムの構築を推進する。 3 手段 【家庭系ごみ減量化施策】 紙類のリサイクル、レジ袋の削減、店頭回収等の拠点回収の促進 【事業系ごみ減量化施策】 木くずのリサイクル、事業系紙類のリサイクル、クリーンセンター使用料の徴収 【ごみ減量化への対応】 焼却施設等の効率的な運転 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 【家庭系ごみ減量化施策】 紙類のリサイクル 資源集団回収運動の取組団体の拡大、「紙類・衣類の日」回収回数拡大の検討、地域での啓発 レジ袋の削減 スーパー・商店街等との協定、市民へのPR 店頭回収等の拠点回収の促進 店頭回収状況の調査、店頭回収情報誌の発行 【事業系ごみ減量化施策】 木くずのリサイクル リサイクルシステムの構築 事業系紙類のリサイクル 啓発パンフレットの作成、事業所への訪問啓発 クリーンセンター使用料の改定 事業系ごみの処理に係るクリーンセンター使用料を改定 86円/10kg 103円/10kg 【ごみ減量化への対応】 焼却施設等のさらなる効率的な運転 ごみ搬入量に応じた焼却施設等の効率的な運転を引き続き行う。 2 改善理由 全市的にごみ排出量の削減に取り組むため。 3 実施時期 平成20年度から順次実施	90	90
53	さわやか指導員制度の見直し	1 対象 市民 2 意図 ごみの減量・リサイクルを推進するため、社会福祉協議会等から推薦を受けたさわやか指導員の指導に基づき、ごみ減量・資源物の再資源化及びごみ出しマナーの向上を推進する。 3 手段 ごみ減量・リサイクルの推進について、地域と行政のパイプ役として、地域住民に対する啓発や実践指導、情報提供等の活動を行ってもらう。その活動に対する謝礼として、8,000円相当の商品券を支給する。 4 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)	1 改善内容 さわやか指導員の制度等について検討していく。 2 改善理由 今日的な視点から検証し、より効率的な制度を検討するため。 3 実施時期 -	-	-
54	車両整備業務の見直し	1 対象 環境部(環境政策課、公害対策課を除く)所管の自動車等78台 2 意図 道路運送車両法等に基づく、自動車の車検、点検及び修理(点検、修理は架装を含む) 3 手段 自動車の車検、法定点検、架装年次点検、自主点検、修理及びそれらに伴う事務を職員4人で実施。 (車検、法定点検、架装年次点検は13年度から外注修理対応に改善済) 4 事業費(一般財源) 30百万円(30百万円)	1 改善内容 車両整備業務内容を検証するとともに、危機管理体制も含めた分析を行い、また、業務課の収集態勢が維持できるよう、業務内容、必要人員等を見直しを行う。 2 改善理由 19年度のじんかい収集業務の委託比率見直しによる保有車両の減少に伴い、改めて車両整備業務内容の検証を行うため。 3 実施時期 平成20年度 車両整備業務内容の検証、見直し案の検討	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
55	クリーンボックスの見直し	<p>1 対象 市バス停留所を中心に92ヵ所に設置している172個のクリーンボックス</p> <p>2 意図 空き缶等散乱防止計画に基づく、美しいまちづくりに向けた取り組みの一環</p> <p>3 手段 クリーンボックスの設置による空き缶等のごみの散乱を防止することによりまちの美化向上に努める。</p> <p>4 その他 18年度において、地元と調整の上、設置数の見直し(14個)を行った。</p> <p>5 事業費(一般財源) 41百万円(41百万円)</p>	<p>1 改善内容 全てのクリーンボックスの撤去を前提に、条件整備が整った箇所から撤去する。</p> <p>2 改善理由 クリーンボックスは、ポイ捨て防止や散乱ごみを防止するなど、一定事業目的の成果を上げてきた一方で、家庭ごみの混入など本来の目的を損なっているクリーンボックスが存在することや、また近年ではごみマナーを公的な受け皿設置からごみ箱を置かず個人責任を求める潮流があることから、本市でも撤去に向けた取組を行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施</p>	41	41
56	市民まつり協議会事務局機能の移管	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 市民自らが企画・実施する市民まつりの開催を支援することにより、市民相互の連帯を深め、コミュニティ活動の基礎づくりに役立てる。</p> <p>3 手段 市民まつりの実施母体として、市民団体の代表者等で構成する市民まつり協議会を組織し、市民まつりの実施に必要な経費を負担金として交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 17百万円(17百万円)</p>	<p>1 改善内容 市民まつりをより市民主体のまつりとするため、これまで行政が担っていた事務局機能を市民まつり協議会構成団体が担当する。</p> <p>2 改善理由 市民の自由な発想及び意見が反映される事業とするため。</p> <p>3 実施時期 平成19年度</p>	11	6
57	市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 交通事故に伴う示談や損害賠償などの問題解決に向けた助言・指導</p> <p>3 手段 嘱託員(警察OB)2人による面談・電話による相談</p> <p>4 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)</p>	<p>1 改善内容 市民相談業務のうち、交通事故相談体制の見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 相談件数が減少してきたため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	4	4
58	ちかまつ文化関係業務の見直し	<p>1 対象 市民及び来場者</p> <p>2 意図 「近松のまち・あまがさき」を広くPRし、全国に個性的な都市イメージを発信するとともに、本市における文化振興の充実を図る。</p> <p>3 手段 様々な近松ナウ事業等を実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 20百万円(20百万円)</p>	<p>1 改善内容 ちかまつ文化・まち情報課が所管する、ちかまつ文化関連の業務を財団法人尼崎市総合文化センターが実施する。今後、尼崎市総合文化センターと具体的な事業の範囲、及び条件整備について調整を図る。 総合文化センターを本市における文化振興の核と位置付け、当財団に文化振興に関する企画立案機能を新たに付加する。</p> <p>2 改善理由 総合文化センターの有する専門性、機動性、柔軟性を活かすなかで、文化振興の核として団体の育成を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
59	医療資金融資あっ旋預託金の廃止	<p>1 対象 本市に1年以上居住し勤続2年以上の者。安定した収入があり、しんきん個人ローンの基準等を満たす者</p> <p>2 意図 一時的に多額の費用を要する医療費について、既存の銀行ローンを活用し融資することにより、市民の健康の確保及び福祉の推進を図る。(対象:入院室料、付添い看護料、医療費の自己負担分)</p> <p>3 手段 尼崎信用金庫のしんきん個人ローンを利用。1件100万円が限度。年利4.95%(保証利率年1.95%含む)。融資期間5年。元利均等又は元金均等の選択制</p> <p>4 事業費(一般財源) 5百万円(0円)</p>	<p>1 改善内容 制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 ここ数年利用者実績がなく、本制度の貸し付け要件を満たす者のほとんどが、金融機関での融資が可能であり、また、社会福祉協議会においても、療養、介護資金の貸し付け制度(限度額170万円、無利子)があることなどから、制度を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	-	-
60	高齢者住宅整備資金貸付金の廃止	<p>1 対象 市内に居住し、60歳以上の高齢者と同居する家族で償還能力を有する者(70歳到達時までに完済できること。) 前年度の市民税を完納している者 連帯保証人2人をあてられる者(市内若しくは神戸、西宮、伊丹、宝塚、川西、芦屋、大阪、池田、豊中の各市に居住する者)</p> <p>2 意図 高齢者のための専用居室及び高齢者が利用する風呂、トイレ等を設けることを目的として既存の家屋を増改築若しくは改造するために、必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 手段 1年、3年、5年、7年、10年で月賦、半年賦、又は年賦の各種償還方法により返済</p> <p>4 事業費(一般財源) 2,346千円(146千円)</p>	<p>1 改善内容 制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 高齢者のための居室等の改築には、要介護・要支援の認定を受けている被保険者等を対象にした「住宅改造費助成事業」等が活用できることから、制度を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	0	0
61	福祉医療に係る事務委託料等の見直し	<p>1 対象 尼崎市の医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会</p> <p>2 意図 本市の福祉医療費助成制度を円滑に推進する。</p> <p>3 手段 【事務協力負担金】 医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会が行う福祉医療費助成制度に関する事務経費の一部を事務協力負担金として各会へ交付する。 【事務委託料】 医師会・歯科医師会が取り扱った福祉医療の助成件数に応じて、各会へ事務委託料を支払う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 161百万円(161百万円)</p>	<p>1 改善内容 【事務協力負担金】 平成18年10月から負担額を見直したが、平成20年度に改めて見直しについて協議する。 【事務委託料】 平成18年10月から20年度まで委託単価を毎年削減(毎年の削減額は現行単価の20%相当額)する。平成21年度以降については、廃止も含めて再度協議する。</p> <p>2 改善理由 事務協力負担金については実態調査を行い、その時点での事務の実態に応じた金額への見直しを検討するとともに、事務委託料については、他都市の動向も踏まえて再度見直しについて協議する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 事務協力負担金、事務委託料の見直しについて協議</p>	31	31

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
62	ベビーホーム委託事業の廃止	<p>1 対象 尼崎市民であること。保護者が就労等のため、昼間家庭において保育に欠ける乳児(原則満1歳未満。やむを得ない場合は満3歳未満)</p> <p>2 意図 公立保育所の0歳児保育に対する補完的役割</p> <p>3 手段 ベビーホーム事業に要する経費として、尼崎市が別に定める基準による委託料を支払う。</p> <p>4 その他 公立保育所の0歳児保育に対する補完的措置として、市独自の基準「尼崎市ベビーホーム事業委託要綱」を定め、昭和44年に2ヵ所実施、昭和51年には18ヵ所(最高数)の認可外保育所を指定し事業を実施してきた。その後、認可外保育所の認可化、廃園等があり、平成18年度末で4ヵ所委託。平成19年度は3ヵ所委託中。</p> <p>5 事業費(一般財源) 38百万円(38百万円)</p>	<p>1 改善内容 事業を廃止する。</p> <p>2 改善理由 今後年次的に保育所の民間移管が実施されることに伴い、0歳児保育に対応できる園が増加することで、公立保育所の0歳児保育の補完的役割という同事業の意義が薄れることから当該事業を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成24年度までに委託先施設と調整を図り、事業を廃止する。</p>	39	39
63	法人保育園中規模施設改修補助金の廃止	<p>1 対象 法人保育園</p> <p>2 意図 民間保育園においても、良好な保育環境づくりの必要性があることから、中規模施設改修に係る補助を行う。</p> <p>3 手段 法人保育園が実施する1,500千円から5,000千円までの施設改修について、その経費の2分の1を補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p>	<p>1 改善内容 改修補助を受けた法人保育園が一巡するに併せて、事業を廃止する。</p> <p>2 改善理由 法人が運営する保育所の施設整備については、法人自らが実施するという基本的な姿勢に立ち、当該補助制度を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成23年度</p>	8	8
64	青少年センター機能の見直し	<p>1 対象 青少年及び青少年団体</p> <p>2 意図 青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、各種の事業を積極的に推進するための拠点施設であり、青少年の相互のふれあいと交流を深め、自主的な活動を進める。</p> <p>3 手段 ・各種青少年団体への活動の場の提供 ・青少年指導者養成のための各種講座の開催 ・青少年施設の情報提供 ・こども科学ホールの維持など</p> <p>4 事業費(一般財源) 30百万円(30百万円)</p>	<p>1 改善内容 青少年問題協議会の意見を踏まえ、次に掲げる施設機能を再構築する。 ・青少年が魅力を感じ、相互に交流が可能である。 ・青少年が科学技術に触れ合い、興味を抱く契機となる設備の整備。 ・青少年健全育成に係る情報の受発信が可能である。等</p> <p>2 改善理由 青少年センターは本市の青少年健全育成の中核施設であり、団体育成を中心にその役割を担ってきたが、今後は施設・機能を時代の変化に対応して充実していくことが必要である。このため、青少年問題協議会意見を踏まえ、青少年のニーズを把握する中で施策の展開を進めていく必要がある。</p> <p>3 実施時期 平成24年度までに青少年センターのあり方、機能について検討する。</p>	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
65	訪問リハビリテーション事業の廃止	<p>1 対象 市内在住。40歳以上。居宅において、ねたきりまたは、それに準ずる状態の人(介護保険利用者は対象外)</p> <p>2 意図 ねたきりの予防とねたきり者の離床を促す。</p> <p>3 手段 市が委託しているハーティ21の理学療法士が、利用者の居宅を訪問して以下のことを行う。 ・バイタルサインのチェック ・関節可動域訓練の指導、助言 ・基本動作訓練の指導、助言 ・応用動作訓練の指導、助言 ・補装具、自助具、介護機器についての指導、助言 ・住宅改造等についての指導、助言 ・家族、訪問看護師、ホームヘルパーに対する指導、助言 期間:6ヵ月間</p> <p>4 事業費(一般財源) 606千円(202千円)</p>	<p>1 改善内容 事業を廃止する。</p> <p>2 改善理由 障害者医療費助成制度等を利用することにより、他の方法でリハビリテーションを受けることができるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	0	0
66	商工業施策の体系的整理とメニュー化	<p>1 対象 事業者</p> <p>2 意図 中小企業の新技术・新製品開発を促進し、技術開発力の向上と技術の高度化を支援するとともに、市場・商店街での魅力づくりに向けた活動や地域商業の活性化を目指す。</p> <p>3 手段 各種助成制度の実施</p> <p>4 事業費(一般財源) 46百万円(46百万円)</p>	<p>1 改善内容 商工業施策として、より効率的な実施方法を検討し、事業者を対象に実施している各種助成事業の統廃合を図る。</p> <p>2 改善理由 事業者を対象とした助成制度については、多様なニーズに対応すべく多岐にわたっているが、より効率的な事業実施を目指すためには、産業施策の体系化による整理を図る必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	4	4
67	産業・労働部門の各種表彰事業の見直し	<p>1 対象 本市産業界において、その功績が顕著な者及び同一の職業に従事する優れた技能者等</p> <p>2 意図 上記対象者を表彰することにより、勤労意欲の高揚を図り、本市の産業振興に寄与するほか、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図る。</p> <p>3 手段 各種表彰事業の実施</p> <p>4 事業費(一般財源) 430千円(430千円)</p>	<p>1 改善内容 産業・労働部門の各表彰事業を統廃合する。</p> <p>2 改善理由 それぞれ独立して実施している各表彰事業について、効率的・効果的な集約・統合を行い、事務改善を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	-	-
68	財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し	<p>1 対象 財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所</p> <p>2 意図 周辺地域の産業支援や大学等のネットワークを有し、地域企業とのコーディネート役を果たす職員を派遣し、地域企業の技術力向上を支援する。</p> <p>3 手段 兵庫県技術職員を当該財団法人へ派遣する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容 兵庫県の正規職員の派遣から、県の推薦によるOB人材の活用による人的支援に改める。</p> <p>2 改善理由 兵庫県からの推薦による県OB人材のノウハウを活用することにより、地域企業の技術向上支援について、一定の目的を果たすことができるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	7	7

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
69	勤労者福祉資金融資制度の廃止	1 対象 勤労者 2 意図 勤労者に住宅購入(中古・改築)、進学のための資金融資を行い、勤労者福祉の向上を図る。 3 手段 貸付原資を金融機関に預託することで、低金利で貸し付けを行う。 4 事業費(一般財源) 18百万円(0円)	1 改善内容 勤労者福祉資金融資制度を廃止する。 ただし、貸付残債に対する金融機関への預託は、引き続き行う。 2 改善理由 近年の低金利や各金融機関の新商品の開発により、当該融資制度の役割が薄れたため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
70	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化	1 対象 市内300人以下の中小企業で働く従業員(市内で事業を営む企業主を含む。) 2 意図 従業員の福祉増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。 3 手段 共済掛金と市補助金により、給付、福利、貸付の3事業を運営。 4 事業費(一般財源) 165百万円(46百万円)	1 改善内容 公益法人が中小企業勤労者福祉共済事業を実施する。 2 改善理由 公益法人による自主運営を行っていくため。 3 実施時期 平成21年度	35	26
71	まちかどチャームの賞の実施方法の見直し	1 対象 市民・事業者 2 意図 市域内において、都市美の形成に著しく寄与していると認められる建築物などを表彰することにより、都市美に対する市民の意識の高揚及び都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図る。 3 手段 広く市民の推薦又は所有者及び設計者などから応募のあったものの中から都市美審議会にて選考を行い、市長が表彰する。 4 事業費(一般財源) - (前回は18年度に実施)	1 改善内容 実施周期を3年から5年に改める。 2 改善理由 本事業が目的とする効果を一定保つように顕彰活動を維持しながら、経費削減を図るため。 また、開催を5年周期に改めることにより、今後の開催が市制100周年等の周期に合致することとなり、PR効果等の向上が期待できるため。(前回は平成18年度に、市制90周年記念事業として実施) 3 実施時期 平成21年度	0	0
72	交通安全教育体制の見直し	1 対象 幼児、園児、小学生、高齢者等 2 意図 交通安全に関する思想及び知識の普及・啓発を図る。 3 手段 心身の発達段階や年齢による身体機能に応じ、基本的な交通ルール・交通マナーや交通技能の習得のため、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れた交通安全教室を実施。 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)	1 改善内容 交通安全教育体制の見直しを行う。 2 改善理由 自転車利用者や高齢者等に対して、より重点的に取り組むとともに、業務の効率性・経済性を図るため。 3 実施時期 平成20年度 準備 平成21年度 実施	-	-
73	通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化	1 対象 指定水路を使用する市民、事業者 2 意図 水路の保全と適正な利用を図り、公共の福祉の増進に寄与する。 3 手段 指定水路の利用者に使用許可を行い、権利、義務関係の明確化を図り、水路の適正管理を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 尼崎市水路管理条例の免除基準の見直し(幅員2m以下免除から4m以下免除に見直す。) 許可申請手数料の徴収の検討 使用料区分の検討 使用許可台帳のシステム化 2 改善理由 市民生活の現状と近隣都市の現状からみて、免除基準を中心とした使用料体系の見直しが必要であるため。また、使用許可台帳、収入、使用許可に係るシステムの導入により、事務処理の効率化を図ることにより、市民サービスの向上につながるため。 3 実施時期 平成21年度	18	7

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
74	緑化普及啓発業務執行体制の見直し	1 対象 緑化普及啓発業務 2 意図 市民・事業者への緑化の普及啓発 3 手段 職員対応及び財団法人尼崎緑化協会への委託 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 緑化普及啓発業務について、財団法人尼崎緑化協会へ業務を移行する。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成20年度	3	2
75	道意地下道管理業務の見直し	1 対象 道意地下道利用者 2 意図 適正な道路の維持管理を行うことにより、利用者の安全・安心を図る。 3 手段 監視設備が一体整備されている株式会社エーリックと随意契約により委託契約を締結 4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)	1 改善内容 随意契約の見直しを行う。 2 改善理由 契約内容を見直すことにより経費の縮減を図るため。 3 実施時期 平成20年度	9	9
76	下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減	1 対象 下水道使用料減免業務 2 意図 下水道の利用促進を図るため、対象者の負担軽減を図る。 3 手段 下水道使用料減免対象者の決定 4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)	1 改善内容 下水道使用料減免制度の見直しに伴い、業務執行体制の見直しを行う。 2 改善理由 下水道使用料減免制度の見直しに伴い、申請受付等の業務量が減となるため。 3 実施時期 平成21年度	6	3
77	下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)	1 対象 北部浄化センター維持管理業務 2 意図 下水道施設の適正な管理 3 手段 24時間交代勤務による下水道施設の維持管理 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 夜間勤務体制の見直しを行う。 2 改善理由 施設設備の改築更新により、監視業務の省力化が図れるため。 3 実施時期 平成20年度 検討 平成21年度 実施	-	-
78	優良建築物等整備事業の休止	1 対象 土地利用の共同化等により寄与する優良な建築物の建設及び空地等周辺整備を行う者 2 意図 市街地環境の整備及び改善に資するため、良好な建築物の整備を図るとともに、併せて良好な市街地住宅の供給を行うことにより、多様な世代の定住性を高める住宅の供給促進を行う。 3 手段 調査設計計画、土地整備及び共同施設整備に要する経費の一部を補助する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 新規の受付を休止する。 2 改善理由 市街地環境の整備及び市街地住宅の供給等を促進する観点から、当該制度の意義は認められるが、平成16年度以降当該制度の利用はなく、年間数件の相談にとどまっているため。 3 実施時期 行財政構造改革推進プランの期間中(平成20年度~平成24年度)	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
79	市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止	<p>1 対象 関係権利者が権利変換により清算金を徴収される場合 従前に借家権を有していた者又は市長が特に認めた者が施設建築物を購入する場合 関係権利者が施設建築物内の店舗の内装工事又は設備工事を行う場合</p> <p>2 意図 市街地再開発事業の施行に伴い、施行地区内において、従前に土地所有権若しくは、建物所有権、又は借地権若しくは借家権を有していた者(「関係権利者」)で、資金を必要とする者に対して金融機関からの融資をあっ旋することにより、事業の円滑な推進を図る。</p> <p>3 手段 融資額3,000万円を限度に融資あっ旋を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 35百万円(0百万円)</p>	<p>1 改善内容 制度を廃止する(ただし、継続分は従来どおり)。</p> <p>2 改善理由 市中金利の低下により、当該施策の効果がなくなったため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	-	-
80	市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止	<p>1 対象 以下の制度融資を利用した者 尼崎市市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度 住宅金融支援機構の関係権利者融資 都市再生機構の割賦払制度 国民生活金融公庫の事業資金融資</p> <p>2 意図 上記の融資制度又は割賦払制度の適用を受けた関係権利者に対し、利子補給を行うことにより、関係権利者の金利負担を軽減し、事業のより円滑な推進を図る。</p> <p>3 手段 第1回目の支払期日となる日から起算して10年を経過する日までに取扱金融機関等に支払う利子から、年3%の利率で計算した利子相当額を控除した後の額を利子補給金として交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 制度を廃止する(ただし、継続分は従来どおり)。</p> <p>2 改善理由 市中金利の低下により、当該施策の効果がなくなったため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	-	-
81	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し	<p>1 対象 尼崎臨海地域1,000ha</p> <p>2 意図 森と水と人が共生する環境創造のまちづくりを進めることにより、魅力と活力のあるまちに再生する。</p> <p>3 手段 推進母体として「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立し、県と市も主体の一つとして参加し、参加と協働による交流型まちづくりにより、森づくりを進める。 なお、県と市はその事務局機能も担っている。</p> <p>4 その他 協議会の運営は、県と市の協定に基づき、事務局経費の2分の1を各々が負担している。</p> <p>5 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 「尼崎21世紀の森づくり協議会」の自立を促しつつ、県と市で担う事務局機能の移管を進め、協働事業に対する人的関与の適正化を図る。また、協議会運営負担金の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 県が中心となり、市とともに協議会を設立し、事務局機能を担い運営してきたが、本来の協働事業を推進する母体として育成を図るため。また、行政の関与の適正化を図るためにも、事務局機能の移管が必須であるため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	28	12

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
82	緊急車両の配置、運用、装備等の見直し	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し安全・安心に資する。</p> <p>3 手段 現有の人員、車両・資機材設備等を活用する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)</p>	<p>1 改善内容 現有車両の配置・運用を見直すとともに、機能分散と多機能化を図った車両製作を検討する。</p> <p>2 改善理由 本市の災害事象に対応するため、現有車両の特性及び性能等を再検討し、限られた財源を有効活用しつつ、実情に応じた消防体制を構築する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から各車両更新時等に併せて順次実施</p>	1	1
83	市立高等学校施設管理業務の見直し	<p>1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校、尼崎工業高等学校、城内高等学校</p> <p>2 意図 高等学校は、小・中学校と比べて施設規模が大きく、来校者も多岐に渡ることから、施設管理業務を委託し、適切で円滑な学校運営を図る。</p> <p>3 手段 学校施設管理業務の委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 24百万円(24百万円)</p>	<p>1 改善内容 全日制3高等学校に、現在小・中学校に導入している校門遠隔施錠システムを導入することにより、来客数が比較的少ない授業時間中は学校職員が校門の出入り等を管理し、委託時間数を減らし委託料を削減する。</p> <p>2 改善理由 来客数が比較的少ない授業時間中については、校門遠隔施錠システムの導入によって学校職員による対応が可能のため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p> <p>4 その他 平成20年度以降も引き続き経費節減に努める。</p>	9	9
84	学校開放運営事業の見直し	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 身近なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりや地域スポーツの振興とコミュニティの増進を図る。</p> <p>3 手段 小学校・中学校の体育館や運動場等をスポーツ施設として、市民に開放する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 140百万円(125百万円)</p>	<p>1 改善内容 地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進するため、スポーツ開放以外の施設開放も含めた学校施設全体の効果的・効率的な管理のあり方について引き続き検討を行う。</p> <p>2 改善理由 効果的・効率的な学校施設の管理の推進を図る。</p> <p>3 実施時期 -</p>	-	-
85	図書館業務の見直し	<p>1 対象 市民及び阪神間6市1町の住民</p> <p>2 意図 生涯学習の推進及び子どもの読書活動の推進</p> <p>3 手段 図書の貸出や調査相談を始めとする各種サービスの提供 平成16年度から図書の貸し出しを始めとするカウンター業務の委託を行っている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 357百万円(357百万円)</p>	<p>1 改善内容 指定管理者制度の導入の是非についても視野に入れつつ、更なる民間活力の活用や執行体制の見直しによる業務の効率化に向けて検討を行う。</p> <p>2 改善理由 経費の節減及び業務の効率化を図る。</p> <p>3 実施時期 -</p>	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
86	公民館業務の見直し	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 定期講座の開設、講習会等の開催、住民の集会その他の公共的利用に対し会場を提供すること、公民館グループの育成、図書の貸し出し等</p> <p>4 事業費(一般財源) 578百万円(552百万円)</p>	<p>1 改善内容 指定管理者制度の導入の是非についても視野に入れつつ、更なる民間活力の活用や執行体制の見直しによる業務の効率化に向けて検討を行う。</p> <p>2 改善理由 経費の節減及び業務の効率化を図る。</p> <p>3 実施時期 -</p>	-	-
87	電力自由化による電力契約の変更	<p>1 対象 本庁舎 クリーンセンター(第1工場、第2工場) 資源リサイクルセンター</p> <p>2 意図 各施設の維持管理及びクリーンセンターで発生する熱エネルギーの有効利用</p> <p>3 手段 各施設の諸設備への電力供給</p> <p>4 事業費(一般財源) 295百万円(295百万円)</p>	<p>1 改善内容 電力小売の部分自由化により、需要者は電力会社を自由に選択できることになったため、単価契約の入札を行い、経費の縮減を図る。また、余剰電力の売却についても随意契約を見直す。</p> <p>2 改善理由 公正な競争性の確保、経済性、地球環境負荷への影響等の視点から見直しを行う。</p> <p>3 実施時期 (購入電力) 平成19年度 本庁、クリーンセンター第1工場、資源リサイクルセンター 平成20年度 クリーンセンター第2工場 (売却電力) 平成21年度 クリーンセンター第1工場、第2工場</p>	70	70
88	一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方についての検討	<p>1 対象 一般家庭ごみ</p> <p>2 意図 一般家庭ごみの適正処理</p> <p>3 手段 概ね山手幹線以北、国道2号以南の一般家庭ごみ収集運搬業務 随意契約により10社と委託契約 一部地域での試行的入札による委託契約</p> <p>4 事業費(一般財源) 1,086百万円(1,086百万円)</p>	<p>1 改善内容 一部地域で試行的に入札を実施した一般家庭ごみ収集運搬業務委託を検証した上で、全委託地域の契約方法のあり方について検討する。</p> <p>2 改善理由 当該業務委託について、19年度から一部地域で試行的に入札を実施したことから、実績を検証する必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 検証、検討</p>	-	-

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
89	老人市バス特別乗車証の見直し	<p>1 対象 市内に引き続き1年以上居住の70歳以上の市民。</p> <p>2 意図 高齢者の就労、学習等の社会参加を促し、高齢者の生きがい促進を図る。</p> <p>3 手段 市バスの全線無料乗車証を一人一枚交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1,386百万円(1,386百万円)</p>	<p>1 改善内容 利用者に半額負担を求めるなどの事業の見直しについて、会議体を設置し、市民等の意見を聴取しながら検討し、実施する。</p> <p>2 改善理由 事業経費の全額を一般財源で賄っており、将来的に交付対象者が増加しつづけることから、現行制度のまま維持継続が困難であるため。</p> <p>3 実施時期 平成20、21年度 会議体の設置や市民アンケートの実施、関係機関との調整、市民への説明等 平成22年度 制度の見直し実施</p>	700	700
90	猪名野やすらぎ荘の廃止	<p>1 対象 市内に1年以上居住している60歳以上の低所得階層の高齢者</p> <p>2 意図 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場を確保する。</p> <p>3 手段 上記対象者に対して、低額で居室を提供する。</p> <p>4 その他 入所者(H19.4.1現在) 単身者 2人 夫婦(3組)6人 計 8人 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 3百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 施設を廃止する。</p> <p>2 改善理由 入所者が減少している中で、効率性の観点から、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、施設を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成19年度・20年度 入居者退所対応 平成20年度末 施設廃止</p>	2	2
91	長安寮の移管	<p>1 対象 おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難な高齢者</p> <p>2 意図 おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により家庭での生活が困難な高齢者を入所させ、安定した生活の場を提供する。</p> <p>3 手段 老人福祉法に基づき入所措置された上記高齢者を入所させ養護する。</p> <p>4 その他 入所者 定員100人(平成19年4月1日現在 73人) 規模等 ・敷地面積 3,207.2㎡ ・建物延床面積 2,960.0㎡ ・移転年月日 昭和58年6月7日 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 159百万円(134百万円)</p>	<p>1 改善内容 老朽化している施設を整備する。 施設を社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団に移管する。</p> <p>2 改善理由 老朽化している長安寮の施設を整備し、入所者に対する居住環境の向上を図るとともに、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、社会福祉法人に移管することにより効率的な運営を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 社会福祉事業団との調整、施設整備 平成21年度 社会福祉事業団に移管</p>	8	8

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
92	母子生活支援施設の移管	<p>1 対象 児童福祉法第38条の規定に基づく配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童</p> <p>2 意図 保護された母子世帯を自立させて、社会生活に柔軟に対応できるような環境づくりを図る。</p> <p>3 手段 入所した母子の生活面での安定を保障し、児童の健全な育成のための助言・指導を行い、社会的な自立を支援する。</p> <p>4 その他 入所者(H19.4.1現在) 定員20世帯 入所者8世帯19人 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 37百万円(19百万円)</p>	<p>1 改善内容 母子世帯の快適な居住環境の確保及び補完保育室など多様なサービスを実施するため施設整備を行う。 施設を社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団へ移管する。</p> <p>2 改善理由 施設が老朽化しているため、改修を行うとともに、母子世帯のプライバシーの確保、心のケアや自立支援等を行っていくための施設整備を実施する。併せて、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、尼崎市社会福祉事業団がより自主的な運営を実施できるよう施設の移管を行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 社会福祉事業団との調整、施設整備 平成21年度 社会福祉事業団に移管</p>	17	17
93	尼崎学園の移管	<p>1 対象 児童福祉法に基づく児童養護施設として、乳児を除く、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境がよくないために保護しなければならない児童</p> <p>2 意図 養護・措置された児童を自立させて、社会生活に柔軟に対応できるような環境づくりを図る。</p> <p>3 手段 保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上保護を要する児童を養護するとともに、児童の自立を支援する。</p> <p>4 その他 入所者(H19.4.1現在) 定員60人 入所者58人 規模等 ・敷地面積 24,834.00㎡ ・建物延床面積 1,831.97㎡ 管理運営 平成18年4月から指定管理者による管理開始 (社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団)</p> <p>5 事業費(一般財源) 202百万円(37百万円)</p>	<p>1 改善内容 入所児童等の快適な居住環境の確保及び親子生活訓練室など多様なサービスを実施するため施設整備を行う。 施設運営を社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団へ移管する。</p> <p>2 改善理由 施設が老朽化しているため、改修を行うとともに、児童のプライバシーの確保、心のケアや自立支援、子育て支援等を行っていくための施設整備を実施する。併せて、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、尼崎市社会福祉事業団がより自主的な運営を実施できるよう施設の移管を行う。</p> <p>3 実施時期 平成20年度 社会福祉事業団との調整 平成21年度 社会福祉事業団に移管 移管後、事業団が実施する施設整備に対し補助する。</p>	31	31
94	財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し	<p>1 対象 財団法人尼崎健康・医療事業財団</p> <p>2 意図 地域住民の健康の増進と医療の充実に寄与するため尼崎市と尼崎市医師会が出資して設立された当財団の健全な運営を促す。</p> <p>3 手段 財団が行っている医療センターの管理や急病診療所、看護専門学校(医療専門課程、医療高等課程)の各事業、建設・機器償還金等に対して補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 243百万円(63百万円)</p>	<p>1 改善内容 「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、看護専門学校の補助金を平成19年度・平成20年度に25%ずつ削減し平成18年度の2分の1とする。 平成21年度以降の看護専門学校のあり方については、財団と協議を図っていく。</p> <p>2 改善理由 看護専門学校の存在意義や市が関与する必要性を見直すとともに、財団による自主的な運営を促す。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	3	3

1-(4)事務事業の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
95	財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し	<p>1 対象 財団法人尼崎口腔衛生センター</p> <p>2 意図 歯科医療需要に応えるため尼崎市と尼崎市歯科医師会が出資して設立された当財団の健全な運営を促す。</p> <p>3 手段 財団が行っている法人管理や予防診療、歯科専門学校(衛生学科、技工学科)の各事業に対して補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 73百万円(73百万円)</p>	<p>1 改善内容 「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、歯科専門学校の補助金を平成19年度・平成20年度に25%ずつ削減し平成18年度の2分の1とする。 平成21年度以降の歯科専門学校のあり方については、財団と協議を図っていく。</p> <p>2 改善理由 歯科専門学校の存在意義や市が関与する必要性を見直すとともに、財団による自立的な運営を促す。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	3	3
96	尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し	<p>1 対象 株式会社エーリック</p> <p>2 意図 株式会社エーリックの管理運営経費(固定経費)の軽減を図り、安定的な経営に資する。</p> <p>3 手段 本市が株式会社エーリックの用地借地料の負担を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 21百万円(21百万円)</p>	<p>1 改善内容 株式会社エーリックの経営改善計画(平成18年度～平成20年度)が終了したのち、本市が負担している用地借地料を同社の負担とする。</p> <p>2 改善理由 株式会社エーリックが経営改善計画に基づき経営努力を続けている状況であり、より自立した経営を図っていくため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	21	21
97	外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進	<p>1 対象 外郭団体等</p> <p>2 意図 それぞれ団体の設立目的に沿って公益的事業等を展開し、行政が担うべき分野の代替・補完機能を果たす。</p> <p>3 手段 外郭団体が実施する公益事業等に対して補助金・委託料を交付している。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)の方針に基づき、統廃合及び経営改善の取組を進める。</p> <p>2 改善理由 外郭団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、自立経営を促進する必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度～</p>	181	181

2-(1)地域コミュニティの振興

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
98	地域における協働運営の仕組みづくり	1 対象 市民 2 意図 協働を推進する体制の整備を図る。 3 手段 各地区におけるネットワークづくりのための取組の実施 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 コミュニティルームを中心とした交流会やラウンドテーブルなど、各地区ごとの実情に応じた、多様な主体によるネットワークづくりのための取組を実施する。併せて、市民意識の醸成を図るための講演会と、地域課題解決の先進的な取組事例を紹介し、交流し合うワークショップを開催する。 2 改善理由 地域課題解決のための様々な主体の連携づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
99	身近な地域での出会いの場づくり	1 対象 市民 2 意図 協働を推進する体制の整備を図る。 3 手段 身近な地域での出会いと交流の場となる井戸端会議開催の支援 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 身近な地域(概ね社会福祉連絡協議会のエリア)での出会いと交流の場となる(仮称)地域ふれあい井戸端会議の開催について、社協支部や県民局と連携・協力しながら、地域活動支援コーディネーターの派遣や団体間のコーディネート等により、支援する。 2 改善理由 地域課題解決のための様々な主体の連携づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-

2-(2)地域活動団体の育成支援

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
100	協働に関する市民意識の啓発	1 対象 市民 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 市民意識を啓発するための講座の開催 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 団塊の世代やこれから地域活動に取り組みたいという市民を対象に、地域活動に必要な知識・技術を学び、地域社会に貢献するまちづくりの担い手として活躍してもらうための講座を開催する。 2 改善理由 市民参加・参画の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
101	職員研修の充実	1 対象 市職員 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 市民との合同研修の実施 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市民と職員が、あらかじめ設定した課題について、共に考え、解決策を立案する研修を実施する。 2 改善理由 職員の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
102	協働推進担当職員の配置	1 対象 市職員 2 意図 協働を進めるための意識づくりを図る。 3 手段 協働推進担当職員の配置 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置する。 2 改善理由 職員の意識づくりを進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
103	公募制補助金制度の充実	1 対象 市民活動団体 2 意図 市民の自主的な活動への支援を図る。 3 手段 あまがさきチャレンジまちづくり事業の拡充 4 事業費(一般財源) 16百万円(15百万円)	1 改善内容 団体の立ち上げなど初動期の市民活動に対する新たな支援策を講じるとともに、対象地域を拡大するなど広範な地域での市民活動に対する支援を充実させるため、平成17年度に行った民間団体補助金の見直し効果額を財源として、現行のあまがさきチャレンジまちづくり事業を拡充して実施する。 2 改善理由 市民活動の展開のための側面的支援を充実するため。 3 実施時期 平成20年度	-	-

2-(3)多様な主体との連携・協働の推進

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
104	Eメールによるアンケートの充実	1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 Eメールによるアンケートや市からの情報の配信 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 モニター登録した市民に対し、パソコンや携帯電話を利用し、Eメールによりアンケートや市からの情報を配信する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
105	市政サポーター制度の実施	1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 公募による市政サポーター制度の実施 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 公募により市民に登録してもらい、市民の協力を得て市の事業を推進する市政サポーター制度を実施する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度	-	-
106	市民による協働の取組の検証	1 対象 市民 2 意図 市政への市民参加・参画の推進を図る。 3 手段 協働の取組を市民が検証する場の設置 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市が実施する協働事業について、市民が評価・検証した結果をもとに改善を行うなど、市民の意見を踏まえた上でより効果的・効率的な事業を実施するため、協働の取組を市民が検証する場を設置する。 2 改善理由 様々な段階での市民参加・参画の機会の充実を図るため。 3 実施時期 平成20年度	-	-

2-(4)情報公開と情報の共有

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
107	まちづくりに関する情報の共有化	1 対象 市民 2 意図 まちづくりに関する情報の共有化を図る。 3 手段 市報、ホームページ等の活用、発表会の開催等 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市報、ホームページ等の充実 市民活動発表会の開催 公共施設等を活用した情報の発信 市民活動情報の集約 2 改善理由 行政情報の積極的な公開・提供と市民活動に関する情報の収集・発信を進めるため。 3 実施時期 平成20年度	-	-

3-(1)予算編成システムの改革

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善 効果額	構造改善 効果額
108	予算編成システムの改革	<p>1 対象 市職員、市民</p> <p>2 意図 決算や行政評価等と連動した予算編成システムに改善することにより、少子高齢、低成長等の時代に応じた行財政運営を行い得る財政基盤の構築を図る。</p> <p>3 手段 枠配分予算編成手法の改善 行政評価の予算編成段階、決算審査での活用 公会計改革に基づく財務諸表の整備</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進める。 職員全体に徹底したコスト意識を醸成し、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討する。 行政評価を予算編成、決算審査に活用することなどにより、事業の再構築が一層促進される予算編成システムの構築を目指す。 貸借対照表、行政コスト計算書に加え、資金収支計算書及び純資産変動計算書を併せた4つの財務諸表を普通地方公共団体単体ベース及び公社・三セク等を含めた連結ベースで作成し、公表する。</p> <p>2 改善理由 低成長の中、少子高齢等の社会経済環境の変化に対応し得る行政経営システムの構築を図るため。</p> <p>3 実施時期 ・平成20年度から検討・実施。 平成21年度に20年度決算にかかる財務諸表の公表を目途に整備。</p>	-	-

3-(2)アウトソーシングの推進

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
109	市報あまがさき編集業務の見直し	<p>1 対象 市民及び事業者</p> <p>2 意図 本市の諸施策などまちづくりに関する情報を市民及び事業者に分かりやすく提供し、市民生活の利便性を向上させるとともに、市政に対する関心と理解を深め、情報の共有化を進めること。</p> <p>3 手段 市政情報やまちの情報などを掲載した「市報あまがさき」を発行し、市内全世帯・事業所に配付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 72百万円(72百万円)</p>	<p>1 改善内容 DTP業務(レイアウト・デザイン等も含む)などの専門技能・知識を有する人材派遣の導入を検討する。また、併せて担当者の業務内容の整理・見直しを行い、新たな編集作業の工程を確立する。</p> <p>2 改善理由 広報誌の編集業務は非常に専門性が高いため、人事異動により広報誌の質の低下を招く恐れがあるほか、年度当初は超過勤務が多くなる傾向にある。そこで、編集業務の内容を整理し、DTP業務(レイアウト・デザイン等も含む)など専門技能・知識を有する人材の派遣を受け入れ、広報誌等編集業務の安定化と人件費の削減を図るよう検討する。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	5	1
110	巡回郵便業務及び文書集配業務の見直し	<p>1 対象 116箇所の出先機関 1日2回 - 8カ所、1日1回 - 108カ所 午前:5コース 午後:5コース 集配業務については職員</p> <p>2 意図 従来、本庁・出先間の文書交換等はメールカーにより職員が配送していたが、平成10年度から郵便局の巡回郵便の利用により人件費の削減を図る。</p> <p>3 手段 郵便局の巡回郵便制度を利用。(市内114カ所@530円 市外2カ所@800円) 集配業務は再任用等職員6人により実施</p> <p>4 事業費(一般財源) 55百万円(55百万円)</p>	<p>1 改善内容 「民間事業者による信書の送達に関する法律」の施行に伴い、総務大臣から許可を受けた民間事業者の送達が可能となったことから、これら業者を含め競争原理が働く入札等の方法を導入するとともに、直営で行っている集配業務についても併せて委託する。</p> <p>2 改善理由 入札等の方法を導入するとともに、直営業務についても委託化することによって、経費の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	7	7
111	庶務事務センターの設置	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 人事給与関連の諸手続き及び管理</p> <p>3 手段 職員の諸手続き(出勤簿・超勤申請・休暇申請・通勤届等)について、紙帳票にて処理し、複数課で運用・管理している。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 紙処理している人事給与関連の各種届出申請について、職員自身が直接申請できるシステム(=庶務事務システム)を構築するとともに、現行の事務処理方法や権限等の見直しを行う。また、給与業務の集約や派遣職員等を活用した業務体制の見直し(=庶務事務センターの設置)を行う。</p> <p>2 改善理由 業務の効率化と集約化を図るとともに、組織のスリム化を実現するため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	27	17

3-(2)アウトソーシングの推進

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
112	境界明示業務の見直し	<p>1 対象 市域内に土地を所有する者</p> <p>2 意図 市域内の道路・水路・法定外公共物(里道)・市有地等の公有地と民有地との境界を確定し、公共用地の適正な管理と民有地の有効利用を図る。</p> <p>3 手段 境界明示申請により、関係土地所有者等と現地で立会・協議し境界を確定し、その後、官民境界協定書を取り交わし永久境界標を設置する。さらに成果を活用し、土地所有者及び開発業者等と協議を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p>	<p>1 改善内容 境界明示業務の一部について、委託を行う。</p> <p>2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度</p>	0	11
113	下水道管渠維持管理業務の見直し	<p>1 対象 下水道管渠維持管理業務</p> <p>2 意図 下水道管渠の適正な管理</p> <p>3 手段 直営による下水道管渠の維持管理</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 下水道管渠維持管理業務について、委託化に向けた検討を進める。</p> <p>2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から実施に向け検討</p>	-	-

3-(3)指定管理者制度の推進

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
114	あこや学園のアウトソーシング	<p>1 対象 就学前の知的障害児</p> <p>2 意図 就学前の知的障害児を通園させ、保護するとともに、社会性を伸ばし、生活習慣を会得するための療育を行う。</p> <p>3 手段 発達の遅れのある1歳6ヵ月以上から就学までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>4 その他 通所者 定員 50人(H19.4.1現在 50人) 規模等 ・敷地面積 2,275.22㎡ ・建物延床面積 965.12㎡ ・新施設の共用開始 平成19年1月9日 (当初開設:昭和38年5月25日)</p> <p>5 事業費(一般財源) 150百万円(75百万円)</p>	<p>1 改善内容(平成18年度実施済み) 教育・障害福祉センター西側広場に移転し、たじかの園との連携、ゆとりのある処遇時間の確保、バス通園に係る身体的な負担等の軽減を図る。 改築により、処遇環境の向上を図る。 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を指定管理者に指定。 派遣職員20人を年次的に引き上げる。 平成18年4月 10人 平成19年4月 5人 平成20年4月 5人</p> <p>2 改善理由 入所児童の身体的な負担の軽減と、肢体不自由児通園施設との連携による処遇の向上を図るとともに、合わせて施設運営の効率化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成18年度 指定管理者による管理開始</p>	30	2
115	直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討	<p>1 対象 直営により管理している公の施設</p> <p>2 意図・手段 市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため法律または条例の規定により設置する。</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除き、本市のすべての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを検討する中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等制度導入効果が見込める施設について、積極的に指定管理者制度の導入を検討していく。 (対象施設) 図書館、公民館、地区会館など</p> <p>2 改善理由 多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、管理経費の縮減等を図るため。</p> <p>3 実施時期 -</p>	-	-
116	外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	<p>1 対象 外郭団体が指定管理者となっている公の施設</p> <p>2 意図・手段 公の施設の設置の経緯やその目的、利用実態あるいは団体設立の経緯や活動実績等から、従前の管理委託制度により委託してきた外郭団体をそのまま非公募により、指定管理者とし当該施設を管理している。</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 外郭団体が指定管理者となっている公の施設については、「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成19年1月)に基づき、公募の方針が出ているものについては、公募の拡大を図る。 (対象施設) ・身体障害者デイサービスセンター ・老人福祉センター ・すこやかプラザ ・有料公園施設(橘・小田南公園内) ・軟式野球場・多目的運動広場(魚つり公園内)</p> <p>2 改善理由 施設維持管理的要素が高く、市場性のある公の施設については公募していく必要があるため。</p> <p>3 実施時期 平成21年度</p>	-	-

3-(4)組織の見直し

単位:百万円

No.	事業名	事業概要	改革改善の方向	改革改善効果額	構造改善効果額
117	組織体制の簡素・効率化の推進	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを図る。</p> <p>3 手段 ・現行の組織階層の簡素化 ・全ての役職階層についての権限・職責の見直し及び権限委譲の推進</p>	<p>1 改善内容 現行の局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、組織構造を改革するとともに、下位への権限委譲を行うことで、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行う。 組織構造の改革、組織の統合、担当役職者の見直し等、簡素・効率化の取組により、課長級以上の管理監督層を今後5年間の課長級以上の退職者の約半数を削減する。 また、係長及び課長補佐の職員についても、当該階層の大量退職及び後を担う若手職員の減少に伴い、その役割と責任をより高度化かつ明確に特化する中で同様に削減する。 これに伴う組織の簡素化や事務の効率化・IT化の流れに伴い、局総務課機能の見直しも併せて行う。</p> <p>2 改善理由 自治体行政を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定が可能な組織体制が求められるようになってきているため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施する</p>	88	88
118	組織課題や時代に対応した組織体制の整備	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 組織課題や時代に対応した組織体制を整備する。</p> <p>3 手段 ・人材育成計画に基づく取組 ・新たな課題や組織横断的課題に対して柔軟に対応していける体制づくり</p>	<p>1 改善内容 新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していく。 職員の能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員の能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていく。 新たな課題や組織を横断する課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、組織の改編に加え、プロジェクトチームの活用や組織事務分担の見直しについても年度途中も含め、より臨機応変な仕組みを構築する。</p> <p>2 改善理由 個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、職員の能力や努力の成果を正当に評価し、また、新たな課題や組織を横断する課題に柔軟に対応していけるための組織体制の整備が必要なため。</p> <p>3 実施時期 平成20年度から順次実施する</p>	-	-
合 計				8,823	3,465
(参考) 素案の効果額				8,688	3,794

改革改善の取組一覧(取組方針別)

		事業名	ページ	
目標 1 財政の健全化	(1)財源の確保	収入率の向上	1 収入率の目標数値の設定(市税)	62
			2 収入率の目標数値の設定(保育所保育料)	62
			3 収入率の目標数値の設定(市営住宅家賃)	62
			4 インターネット公売	62
			5 市税のコンビニエンスストア収納の実施	63
			6 市税滞納者に係る差押えの強化	63
			7 納税催告センターの設置	63
			8 国民健康保険料収納業務の一部事務の見直し	63
		市有財産の有効活用等	9 広告事業の推進	63
			10 公有財産の有効活用	64
			11 使用料・手数料の算定方式の検証	64
			12 保育所保育料体系及び減免制度、保育料算定の見直し	64
			13 弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し	65
			14 斎場使用料の見直し	65
			15 保健所使用料の見直し(市外加算)	65
			16 市営住宅空家募集回数が増	65
			17 市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)	66
			18 市営住宅空き駐車場の有効活用方策の調査・検討	66
			19 無料公園施設の有料化	66
			20 市立幼稚園保育料の見直し	66
	各種減免制度の見直し	21 減免制度の見直し	67	
		企業誘致や地域雇用などに伴う税収の増加	22 企業立地促進法の取組	67
			23 実態に見合った地方交付税の確保	67
	(2)人件費の抑制	職員定数の削減	24 職員定数の削減	68
			給与構造の見直し等	25 給料の水準の見直し
		26 住居手当の見直し		68
		27 通勤手当の見直し		68
		28 期末・勤勉手当の見直し	68	
	29 給与削減措置の実施	68		
	(3)負債の抑制	負債の抑制	30 土地開発公社経営健全化計画の取組	69
			31 高金利の政府系資金の繰上償還、借換	69
	(4)事務事業の見直し	民間等において実施されている同種サービス等の見直し	32 公衆・公園等便所清掃業務の見直し	70
			33 し尿等処理方法の見直し	70
			34 市民課窓口業務の検証	70
			35 総合センターの施設、組織及び事務事業の見直し	70
			36 まつば園の民間移管	71
			37 保育所の環境改善及び民間移管	71
			38 労働福祉会館、労働センターの施設のあり方を見直し	71
			39 尼崎市立勤労者レクリエーションセンターの民間移管	72
			40 魚つり公園施設の見直し	72
			41 市民プールの整理統合	72
			42 市立全日制高等学校の見直し	72
			43 市立定時制高等学校の見直し	73
			44 市立幼稚園の見直し	73
			45 小学校給食調理業務の見直し	73
			46 行政協力員制度の見直し	73
			47 文書発送方法の見直し	74
			48 浄書等業務の契約方法の見直し	74
	49 事務の概要の廃止	74		
	50 職員貸与被服の見直し	74		
	51 公用車運転業務の見直し	75		
	52 ごみの減量・リサイクルの推進	75		

53	さわやか指導員制度の見直し	75
54	車両整備業務の見直し	75
55	クリーンボックスの見直し	76
56	市民まつり協議会事務局機能の移管	76
57	市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し	76
58	ちかまつ・文化関係業務の見直し	76
59	医療資金融資あっ旋預託金の廃止	77
60	高齢者住宅整備資金貸付金の廃止	77
61	福祉医療に係る事務委託料等の見直し	77
62	ベビーホーム委託事業の廃止	78
63	法人保育園中規模施設改修補助金の廃止	78
64	青少年センター機能の見直し	78
65	訪問リハビリテーション事業の廃止	79
66	商工業施策の体系的整理とメニュー化	79
67	産業・労働部門の各種表彰事業の見直し	79
68	財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し	79
69	勤労者福祉資金融資制度の廃止	80
70	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化	80
71	まちかどチャーム賞の実施方法の見直し	80
72	交通安全教育体制の見直し	80
73	通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化	80
74	緑化普及啓発業務執行体制の見直し	81
75	道意地下道管理業務の見直し	81
76	下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減	81
77	下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)	81
78	優良建築物等整備事業の休止	81
79	市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止	82
80	市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止	82
81	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し	82
82	緊急車両の配置、運用、装備等の見直し	83
83	市立高等学校施設管理業務の見直し	83
84	学校開放運営事業の見直し	83
85	図書館業務の見直し	83
86	公民館業務の見直し	84

随意契約の見直し	87 電力自由化による電力契約の変更	84
	88 一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方についての検討	84

市単独事業等の見直し	89 老人市バス特別乗車証の見直し	85
------------	-------------------	----

外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進	90 猪名野やすらぎ荘の廃止	85
	91 長安寮の移管	85
	92 母子生活支援施設の移管	86
	93 尼崎学園の移管	86
	94 財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し	86
	95 財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し	87
	96 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃借契約の見直し	87
	97 外郭団体経営改善及び統廃合の取組促進	87

目標2 地域社会で支える仕組みづくり	(1)地域コミュニティの振興	地域社会で要支援者を支える仕組みづくり		
		地域課題解決のための様々な主体の連携づくり	98 地域における協働運営の仕組みづくり	88
			99 身近な地域での出会いの場づくり	88
	(2)地域活動団体の育成・支援	市民参加・参画の意識づくり	100 協働に関する市民意識の啓発	89
		職員の意識づくり	101 職員研修の充実	89
			102 協働推進担当職員の配置	89
		市民活動の展開のための側面的支援	103 公募制補助金制度の充実	89
		市民が市民活動を支援する仕組みづくり		

目 標 3 行 政 経 営 シ ス テ ム の 構 築	(3)多様な主体との連携・協働の推進	様々な段階での市民参加・参画の機会の充実	104	Eメールによるアンケートの充実	90		
			105	市政サポーター制度の実施	90		
			106	市民による協働の取組の検証	90		
			市民からの提案を実現するための仕組みづくり				
			行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実				
		(4)情報公開と情報の共有	行政情報の積極的な公開・提供	107	まちづくりに関する情報の共有化 市報、ホームページ等の充実	91	
	107			まちづくりに関する情報の共有化 市民活動発表会の開催 公共施設等を活用した情報の発信 市民活動情報の集約	91		
	市民活動に関する情報の収集・発信						
	(1)予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築	108	予算編成システムの改革	92		
			(2)アウトソーシングの推進	適切な業務執行体制のもと、さらなる民間活力の活用	109	市報あまがさき編集業務の見直し	93
					110	巡回郵便業務及び文書集配業務の見直し	93
					111	庶務事務センターの設置	93
					112	境界明示業務の見直し	94
					113	下水道管渠維持管理業務の見直し	94
			(3)指定管理者制度の推進	公の施設における指定管理者制度の推進及び公募の拡大	114	あこや学園のアウトソーシング	95
					115	直営により管理している公の施設の指定管理者制度導入の検討	95
					116	外郭団体が指定管理者となっている公の施設の公募拡大	95
(4)組織の見直し			組織体制の簡素・効率化等の推進	117	組織体制の簡素・効率化の推進	96	
				118	組織課題や時代に対応した組織体制の整備	96	
			組織課題や時代に対応した組織体制の整備				

